

## ウズベキスタン伝存の西徳二郎書簡をめぐって

木村 暁

## On the Letter of NISHI Tokujirō, Preserved in Uzbekistan

KIMURA, Satoru

This paper examines a Turkic letter, preserved in the fond of “the Bukharan amir’s *qoʻshbegi*” at the Central State Archives of the Republic of Uzbekistan (TsGA RUz, f. I-126, op. 1, d. 1150, l. 1). This barely known document can be ascribed to a Japanese diplomat, NISHI Tokujirō (1847–1912), who was the Chargé d’Affaires ad interim in St. Petersburg (adm. 1878–80) and thereafter traveled in Central Asia in 1880 on his return trip to Japan. The addressee of the letter was Mullā Muḥammadī-biy (adm. 1872–89), the *qoʻshbegi* (grand vizier) of the amirate of Bukhara, a Russian protectorate. According to the travel report that he submitted to the Foreign Secretary of Japan, NISHI visited Bukhara and met the *qoʻshbegi* in late September 1880.

To obtain verification of the addresser of the letter and a clear understanding of its contents and background, this paper conducts a comparative analysis with contemporary sources, such as NISHI’s travel report, his work *Chūajia-kiji* (Description of Central Asia), Japanese diplomatic documents, articles in the Turkic gazette *Turkistān vilāyatining gazēti*, and Russian and Western travel writings. The paper also displays facsimiles of the letter, a reproduction of the text in Arabic script, transcriptions in the Latin alphabet (including one represented in current Uzbek orthography), and a Japanese translation.

At first, NISHI intended to go straight to Gulja from Tashkent. His journey into Central Asia was motivated by his academic interests and encouraged by the Japanese government, which had been deeply concerned about the Ili affair of Russia and Qing China. However, he could not immediately obtain the approval of the Governor-General of Russian Turkistan, K. P. FON-

**Keywords:** NISHI Tokujirō, Bukhara, *qoʻshbegi*, Central Asia, Japan

**キーワード:** 西徳二郎, ブハラ, コシュベギ, 中央アジア, 日本

\* 本稿は、筆者が平成16年度平和中島財団日本人留学生奨励学生としてウズベキスタン共和国に留学して以来、平成19～23年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)、平成24年度人文社会系プロジェクト(筑波大学)等の助成をうけて継続的に実施してきた史資料調査にもとづく研究成果の一部である。本稿執筆にさいしては、ご多忙の折にもかかわらず草稿に目を通してくださった東京外国語大学の小松久男特任教授より貴重な助言をたまわった。また、長らく構想段階にとどまっていた本稿を書き上げることができたのは、東北学院大学の小沼孝博准教授より頂戴した公開講演会「異境・異人のアジア歴史群像」(2013年7月20日)での発表の機会が大きな後押しとなったからにはほかならない。稿末の地図は、中村瑞希氏(筑波大学人文・文化学群人文学類学生)のご厚意を得て、その献身的な力添えのもとに作成されたものである。この場を借りて、お三方にあらためて深謝申し上げます。

KAUFMAN (adm. 1867–82) because of the highly volatile military situation along the border. The delay may have led him to plan a visit to Bukhara.

The letter is clearly an acknowledgment of the *qoşbegi*'s gifts of horse tack and a remittance of 11 paper rubles. The addresser of the letter, notated as “the consul of the country of Japan, Nissi,” closes the text with these words: “I affixed my seal (*muhrimni basdim*).” On its reverse, the letter actually bears a seal mark with the inscription of the combined two Latin letters N and T, which accord with NISHI Tokujirō's initials. It was dispatched from Tashkent on October 21, 1880 of the Gregorian calendar. This date accords with the implemented itinerary stated in NISHI's travel report in which, not surprisingly, he described the *qoşbegi* as “a person of good hospitality.” Thus, there is no doubt that the addresser is NISHI. Judging from its style and formal characteristics, it is natural to assume that the Turkic text was written by proxy—probably by a local scribe working in Tashkent under the Turkistan Governor-Generalship.

The letter, along with reliable evidence on NISHI's travels in the region and his friendship with the Bukharan *qoşbegi*, serves as a valuable source on the history of Central Asia around 1880 and of its relationship with Japan.

目次	1. 来歴と解題
I. はじめに	2. 原文書の影印
II. 西徳二郎と中央アジア旅行	3. アラビア文字翻刻
1. 外交官としての西徳二郎——その略歴	4. ラテン文字転写
2. 西の中央アジア旅行	5. 現代ウズベク語正書法によるラテン文字表記
III. 中央ユーラシア情勢とブハラ・アミール国	6. 日本語訳
1. ロシア帝国の中央アジア統治	7. 考察
2. 露清関係の緊迫と日本	V. おわりに
3. ブハラ・アミール国と宰相ムッラー・ムハンマディー・ビー	参考文献
IV. 西徳二郎のテュルク語書簡	地図

## I. はじめに

ウズベキスタン共和国中央国立文書館 (Tsentral'nyi gosudarstvennyi arkhiv Respubliki Uzbekistan ; 略号 TsGA RUz) には、明治時代の日本人外交官、西徳二郎 (1847–1912 年) から発信されたとみられる1通の書簡が収蔵されている。アラビア文字表記のテュルク語<sup>1)</sup>で記されたこの書簡の存在は、従来、一部の研究者を除いてはほとんど一般に知られてこなかった。

1) トルコ共和国の国語であるトルコ語 (Turkish) を含む、言語的にこれと同系統の諸言語を総称的あるいは個別的に指し示す言語名称。術語としてのテュルク語 (Turkic) は、トルコ共和国という現代国家と分ちがたく結びついたトルコ語とそれ以外の同系諸語との混同を避け、たがいを区別するために用いられる便宜的な呼称という側面をあわせもつ。テュルク語に含まれる言語としては、たとえば、中央アジアとその周辺で話されるウズベク語、カザフ語、クルグズ (キルギス) 語、トルクメン語、ウイグル語、タタール語、アゼルバイジャン語などが挙げられる。

いちはやくこれに注目したウズベキスタンの東洋学者アブドゥライモフ (M. A. Abduraimov ; 1916-75 年) は、中央国立文書館歴史部門第 126 号フォンド (TsGA RUz, f. I-126) の構成文書群を解説するロシア語論文「ブハラのコシュベギ<sup>2)</sup> 官房文庫研究序説」<sup>3)</sup> のなかで、次のように述べている。

ブハラと日本政府との接触に関する文書も見つかった。1297/1880 年コシュベギはブハラで日本の領事 Neyse (あるいは Neysi, 名前の翻字の正しさは定かではない) [西徳二郎] をあたたかく応接し、高価な馬具と栄誉の長衣、金銭からなる贈り物を与えた。(アブドゥライモフ 1992: 40)

アブドゥライモフは当該文書がブハラのコシュベギによる日本人領事の応接にかかわるものであることを理解しながらも、人物の同定にはいたらなかった。引用文中のとおり論文の訳者小松久男が [西徳二郎] と適切な注記を与えたことではじめて、この文書はただしく西徳二郎に関係づけられたのである。しかしそれ以来、西の書簡とみられるこの文書を対象とする専門的な研究は現れていない。

そこで、本稿ではこの書簡を取りあげ、解題と翻訳をまじえてその内容を紹介し、発信者が西徳二郎その人に相違ないことを示すとともに、書簡の成立と伝存が 19 世紀後半以降の中央アジア<sup>4)</sup> を取り巻く国際情勢といかにかかわるのか、また、同書簡が史料としていかなる意義を有するののかについて、歴史学的見地から考えることにしたい。

それにしても、なぜ日本人の西徳二郎が現在のウズベキスタンの地にテュルク語の書簡を残すことになったのか。この問いに答えるには、まず、西と中央アジアとの関係<sup>5)</sup> から説き起こ

- 2) 原義は「營所の長官」であるが、ブハラ・アミール国時代にコシュベギは一般に宰相を指す官名 (事実上、宰相を意味する普通名詞) として用いられ、正式には総コシュベギ (kull-i qoşbegi) と呼ばれた。ただし、コシュベギあるいは総コシュベギの称号は、ひとり宰相のみならず複数の重臣が同時にこれを帯びることもじっさいにはありえた。この場合、混乱が生じかねないが、文字どおり「宰相 vazīr」ないし「大宰相 vazīr-i a'zam」, または「上コシュベギ (qoşbegi-'i bālā)」等の呼称をあてることで、宰相職にあるコシュベギはそれとして他と区別された。その権限は絶大であり、官僚機構の頂点に立って君主を輔弼し、行財政、外交、治安、軍事等、国政上の重要事全般を管轄した。君主不在時には宮城に常居する責務を負った。
- 3) アブドゥライモフのこの遺稿は長らく未公開のままであったが、日本の中央アジア史研究者、小松久男の尽力により、1992 年その日本語訳注が京都大学の『西南アジア研究』誌上に発表された。
- 4) 中央アジアという地域概念はさまざまに解釈されるが、本稿ではその地理的広がりをも、西徳二郎が自著のなかで与えている、「東西両トルキスタン (土爾給斯坦) およびコラサン (楚拉散) 地方の謂いなり」(西 1886: 1 [第一編卷之一]) という定義におおむね沿いながら想定することにした。東西トルキスタンの範囲はおおよそ天山山脈あるいはパミール高原を境に分かれ、東トルキスタンは現在の中国領新疆ウイグル自治区の一部 (とくにホタン、ヤルカンド、カシュガルなどを含む天山南路) を、西トルキスタンは旧ソ連領中央アジア 5 カ国 (ウズベキスタン、カザフスタン、クルグズスタン、タジキスタン、トルクメニスタン) とその周辺をほぼ指す地理名称として理解できる。コラサンすなわちホラーサーンは、ヒンドゥークシュ山脈以北のアフガニスタン北部とトルクメニスタンの大部分、およびイランの東北辺境域をあわせた地域にほぼ相当し、西トルキスタンの領域と多分に重層しつつ、その南西周縁をかたちづくっている。なお、西自身は著述にさいして中央アジアを「中亜細亜」ないし「中アジア」と書きあらわしている。
- 5) 西徳二郎の事績と生涯については伝記 (坂本 1933) にくわしい。とくに中央アジアとのかかわりに関しては、西の著作の書評・紹介文 (田辺 1929: 29-30; 植村 1940: 92-100; 同 1941: 179-183; 加藤 1971: 86-109; 金子 2003: 1)、中央アジア研究史上における彼の学術業績の評論・短評 (Enoki 1981: 109-113; Kubo 2003: 138; Komatsu 2005: 4)、西自身の残した記録を史料として用いた歴史学的研究 (山内 1991: 154-170; 小松 1996: 37-41)、西の中央アジア旅行の様態をときに主観

し、これをつまびらかにする必要がある。西は1880年に同地を旅したが、当該書簡はその文面に明記されるように、帰途タシュケント（Tashkent；現ウズベキスタン共和国の首都）でしたためられ、当時ロシア帝国の保護国であったブハラ・アミール国<sup>6)</sup>の宰相、ムッラー・ムハンマディー・ビー<sup>7)</sup>（Mullā Muḥammadī-biy；在任1872-89年）なる人物宛に送付されたと考えられる。書簡の内容と意味を正確に理解しようとするならば、当然、アミール国の首府ブハラ（Bukhara；現ウズベキスタン共和国の一地方都市）における受信者側の状況についても十分に知っておかねばなるまい。

本論を進めるにあたっては手はじめに、西の経歴と中央アジア旅行、当時の中央ユーラシア情勢、ブハラ・アミール国の状況と上記宰相の経歴について、史料と先行研究に依拠しながら、鍵となる情報を整理する。これにより、書簡を読み解くために不可欠の前提知識を得ておきたい。次いで、書簡の来歴と形態的・内容的特徴を確認したうえで、本文の影印とアラビア文字翻刻、ラテン文字転写および日本語訳を提示する。以上をふまえて最後に、書簡の執筆経緯とテキストに考察を加える。本稿の目的は、この一連の作業を通じて、西徳二郎書簡を明治日本とも多分に重なりあう近代中央ユーラシアの歴史的文脈のなかにしかるべく位置づけ、その内容と意義を広く世に紹介することにある。

## II. 西徳二郎と中央アジア旅行

### 1. 外交官としての西徳二郎——その略歴

西徳二郎は1847年（弘化4年）、薩摩藩の武士の家に生まれた。幼少から文武両道に修養を重ね、藩校造士館に通学して和漢洋の学問の研鑽に励んだ西は、薩英戦争（1863年）から戊辰戦争（1868-69年）にいたる諸戦役にも従軍した。のちに軍職を辞し、1869年（明治2年）には東京に出て、外国語を学ぶべく昌平学校に入ったが、時あたかも西洋列強の外圧にさらされる明治新政府が富国強兵のために近代的諸改革を断行する局勢下、少壯の西はすでに海外留学を志していた。官立教育機関の改組が相次ぐなか、西は大学南校（東京大学の前身）に在学したが、1870年4月に学生でありながら大学少舎長（寄宿舎の舎監にして学生監督）の職に就いた。そのころ、ロシアの帝都サンクトペテルブルグ（ペテルブルグとも略称）にみずから赴く決意を述べた「入露説」と題する上申書を、黒田清隆（1840-1900年）のとりなしで参議の大久保利通（1830-78年）に呈してこれが容れられ、同年6月ロシア派遣の官命が下った（坂本1933: 1-45）。折しも日露両臣民の雑居する樺太（サハリン）をめぐる領有権問題が緊迫していたこともあり、このとき西はロシアの「形勢情態」を入念に「探知」という特殊任務を負わされることとなった（枢密院1912: n. pag.）。別の言い方をすれば、ロシアの国情をさぐる諜報を命じられたのである。ちなみに同年7月には黒田清隆が開拓次官として樺太に派遣されたが、黒田と西の東京立出前には大久保の呼びかけで三者間の会合がもたれ、対露政策について協議がなされたという（坂本1933: 45-46）。

こうして西は政府の派遣でロシアに渡り、赴任の手当として官禄をも支給された（外務省

／ を差し挟みつつ随筆的に叙述した論著（金子1978: 177-190; 同1992: 17-178; 同1993: 349-366）、あるいは事典項目（加藤1975: 410-411; 小松2005: 407）など、いくつかの公刊文献を参照できる。

6) ブハラを首府として中央アジア南部オアシス地域を支配したマンギト朝（1756-1920年）の別称。18世紀末以降の歴代君主がアミール（amīr）を君主号に用いたことから便宜的にそう呼ばれる。

7) この人物については、1883年当時のものとみられるその肖像画が公刊文献（Krestovskii 1887: ill. [288-289]）に載せられている。

1870: 1)。ペテルブルグ到着後、1871年から西は日本の文部省留学生として同省より学費を受給し、翌年秋にはペテルブルグ大学に入学して法政学を専攻した。前述の「入露説」のくわしい内容は不明であるが、いわば留学生と諜者の二足のわらじを履くというこの手法は、あるいは西自身の起案によるところもあるかもしれない。

西はペテルブルグ大学在学中も、ロシアの国情の調査に恒常的にあたった。大久保利通が1873年1月27日付で西宛に送った書簡には、「魯国政体規則ならびに地方官の規則御取調のうえ御翻訳なしくださりと願<sup>8)</sup>うとともに、「御勉強中御迷惑は差し知れ候ことながら何卒わが国のため御気張りくだされたく」と、学業への気づかいを織りこみつつ、本国のために情報の収集とその翻訳を遂行するよう「千祈万禱」する旨がつづられている(日本史籍協会1968: 484)。この書簡は、岩倉具視使節団(1871-73年)の一員であった大久保が洋行の途上、パリから宛てたものである。大久保は当初ペテルブルグに立ち寄り西と面会するつもりでいたが、中途帰朝を命じられたため、同年3月27日にはベルリンから、そのことわりと重ねての調査報告依頼とを旨とする書簡を西に書き送っている(日本史籍協会1968: 500-501)。

同年12月をもって文部省留学生の身分を終えた西は、自費で留学を継続し、1876年にペテルブルグ大学を卒業する<sup>9)</sup>(枢密院1912: n. pag.)。西は卒業後、ペテルブルグの新聞社に入社し、記者として勤務した。そのさい、朝鮮の元山を租借して軍港を築こうとするロシアの秘密裡の計画を察知して駐露特命全権公使榎本武揚(在任1874-78年)に告げ、本国から朝鮮政府への勧告を導いたことでその計画が頓挫した一件は、西の隠れた功績の一つに数えられている(坂本1933: 69-70)。このように西は当初、表向きは外務省の外に身を置き、持ち前のロシア語力を活かしつつ、ひそかにロシアの内情を精査しては明治政府に通知していたのである。

ペテルブルグ大学でロシア語のみならずフランス語への習熟をも深めていた西は、1876年3月在仏公使館付き書記二等見習に任じられた。これをうけて同年5月パリに赴き、いよいよ外交官としての昇進階梯を本格的に歩みだす。1877年4月には書記一等見習に昇格した。1878年2月には外務二等書記官に任じられるとともに一転ロシア在勤を命じられ、ペテルブルグに戻った。同年榎本武揚の帰国にともない公使職が空席となったため、二等書記官の西が駐露臨時代理公使(在任1878-80年)に就任した(枢密院1912: n. pag.)。そして1880年のほぼ上半期いっぱいまでを臨時公使として勤めあげた西は、帰国の途次、中央アジア旅行を敢行するのである。それについては次節でくわしく論じることにした。

さて、臨時代理公使時代の西は、余暇を利用して美術(ことに絵画)、音楽(ことにピアノ)、馬術の稽古に勤しんだほか、観劇や舞踏にも興じてこれら諸芸への造詣を深め、社交界でも名望を高めたという<sup>10)</sup>(坂本1933: 76-77)。西はこのようにして一流の外交官としての素養と作法を磨いていったのであろう。

- 
- 8) 明治期の日本語文の表記は、史料からテキストを引用する場合にはこれを現代語の表記に改めた。以下の引用についても同様であり、必要に応じて句読点も適宜補うことにする。また、不要とみとめられる文字や符号等は省略する。
- 9) 西は在学中の1874年から76年にかけて同学東洋学部において日本語講師を務めた。また、駐露全権公使在任中の西が1888年、『露和通俗会話篇(*Russko-iajponskie razgovory*)』(1894年ペテルブルグ刊)をのちに編纂することになる黒野義文(1918年没)を同講師職に推薦した事実もつとに知られている(Bartol'd 1977: 189; 桜井1975: 57-58)。
- 10) 西徳二郎の三男である竹一(1902-45年)が父親譲りの多芸多才を発揮し、なかんずく乗馬に長じて1932年ロサンゼルス五輪の馬術障害飛越競技で金メダルを獲得したことは有名である。父から継いだ男爵の爵位にちなんでバロン西の愛称で親しまれた竹一であったが、第二次世界大戦中、硫黄島の戦いで戦死した。

その後の西についても簡単に述べておこう。1886年6月西は駐露特命全権公使（在任1886-96年）に任じられ、ふたたびペテルブルグに赴いた。在任中の1895年8月には男爵に叙されている。帰国後、1897年11月から1898年6月までのあいだ、第2次松方正義内閣、次いで第3次伊藤博文内閣の二期にわたって外務大臣を務め、日清戦争後に朝鮮半島をめぐる高まるロシアとの緊張関係の緩和に腐心した。1898年4月に日露間で締結されたいわゆる西・ローゼン協定では、韓国内政への相互不干渉を約して朝鮮半島における紛争を回避すると同時に、日本の利権の保全をロシア側に認めさせた（坂本1933: 220-221）。1899年10月には駐清特命全権公使（在任1899-1901年）に任じられて北京に渡り<sup>11)</sup>、対清交渉にあたるかわら、極東におけるロシアの動きの注視・牽制に努めた。離任後、1901年11月枢密顧問官に就任してからは、当代屈指の露清韓事情通として、折にふれて政府要人の外交問題に関する諮詢に答え、日露戦争にさいしても枢密院会議等の場で助言をなした。晩年は宿痾の喘息に悩まされ、1912年3月流感に罹患して肺炎を併発し、これがもとで他界した（坂本1933: 290-296）。

## 2. 西の中央アジア旅行

### (1) 旅行の背景と経緯

外交官としてはおおむね以上のような経歴をもつ西であるが、では、なぜ彼は中央アジアを訪れたのだろうか。その理由について西自身の語るところは思いのほか少ない。中央アジア旅行後、彼は旅中の見聞とかねてからの資料調査の成果を浩瀚な書物にまとめ、それは『中亜細亜紀事』として1886年に上梓された<sup>12)</sup>。しかし、旅行出発までのいきさつは同書において、「余外交官をもって多年ロシアに駐割し<sup>13)</sup>、意を中アジアの事に留む。帰朝の期至るに及んで中アジア旅行を請うて允許を得」たと、序文冒頭にごく簡潔に記されるにすぎない（西1886: 1〔緒言〕）。この記述からは少なくとも、西がロシア滞在中に中央アジアに関心を払いつつ、それが同地への旅行を直接的に動機づけたことをほぼ諒解できる。西は本国政府の「允許」すなわち許可を得たうえで旅に出たが、帰国してまもなくの1881年6月、その顛末を略述した「〔中アジア〕旅行報告書」（外務省1951: 470-483）を外務卿（現在の外務大臣）の井上馨（在任1879-87年；85-87年は外務大臣）に提出した。こうした前後関係をみると、西の中央アジア旅行が当初から多少なりとも公務としての色彩を帯びていたことがうかがい知れる。

外務省に保管される外交関係資料のなかには、西の中央アジア旅行にいたるまでの経緯の一端を生々しく伝える文書がいくつか存在する。そのうち金子民雄が著書のなかでテキストを紹介する2点の文書は、とくに貴重な情報を含んでいる（金子1978: 178-181；同1993: 351-355）。うち1点は外務卿井上馨から西に宛てられた1880年6月26日付の英文電報であり、それは同年3月駐露特命全権公使に任命された柳原前光（在任1880-83年）が5月28日に任地

- 
- 11) 1900年には折からの義和団事件に遭遇し、紫禁城東南の列国公使館が建ち並ぶ区域で籠城を余儀なくされた。
- 12) この著作は、イタリアの東洋学者ノチェンティーニ（L. Nocentini; 1849-1910年）によりイタリア語に翻訳された（Nisci 1911）。イタリア語版については植村清二による紹介（植村1941: 179-183）があるほか、榎一雄がその出版経緯を解説している（Enoki 1981: 111-113）。日本語の原書は覆刻版（西1987）が刊行されており、金子民雄による現代語訳（西・福島1990）もある。
- 13) 西はここで「外交官をもって多年」ロシアに駐在したとみずから述べるが、中央アジア旅行以前に関していえば、彼が外務省属の正式の外交官としてロシアに在勤した期間は2年半にも満たない。それはすなわち外務二等書記官としてパリからペテルブルグに転任した1878年以降のことである。もっとも、西は1870年の政府によるロシア派遣当初から、肩書きはともあれ、事実上の外交任務にたずさわっていた。

に向けて横浜港を出港したこと、および、これをうけて西が離任するさい、「ただちに従者1名をとめない中央アジア、東トルキスタン、北京、可能ならば途中グルジャ<sup>14)</sup>に立ち寄ったうえで帰国してよい」との許諾の旨、さらに、公使館の業務を外務二等書記官の長田銜太郎(1849-89年)に引き継ぐべきことを通知したものである(外務省1880: 0784)。もう1点は、この電報への返信として、西がペテルブルグから同年7月17日付で本国の井上馨宛に書き送った自筆書簡<sup>15)</sup>である。それによれば、西はすでに前年(1879年)の時点で、来るべき帰国のさいに「中亜細亞、西伯利および支那」(中央アジア、シベリアおよび中国)を経由したい旨を願い出ているが、これについて本省からは何の沙汰もないままであった。上記電報によりようやく許可がおりるや、西はロシアの外務大臣補佐ギールス<sup>16)</sup>(N. K. Girs; 在任1875-82年)にかけあい、中央アジアを統治下に置く同国政府側からの旅行許可を求めたところ、以下に引用するように、談判は難航しつつも、結果的には希望がほぼ聞き入れられるかたちで出発できるはこびとなった。

中亜細亞旅行差し許しくれ候よう相談及び候ところ、当今清境へ出兵支度のさい、外国人のかの地方経歴の義は魯政府の好まざるところなれば、拙者へこの旅行を許諾し候いは自然他に響を生じ、かたわら不都合なりと始めは応ぜず候えども、なおとくと拙者かの地へ旅行の目的はまったく自己の学問上に在り候儀なれば、別に魯政府において懸念のかどもこれあるまじく、もっとも軍備等見聞の次第は他国へ漏らさざるは保つ等の趣きをもって弁説いたし候すえ、ついに許諾を受け申し候あいだ、当月中には当地出発の心得に御座候。もしそれまでに柳原公使到着相なり候わば、じかに同公使へ事務引き渡し申すべく候えども、自然その到着遅延いたし候わば、御指令に従い長田書記官へ事務引き渡しおき、上程のつもりで御座候。後略。(金子1993: 352-355)

中央アジアへの外国人の立ち入りを警戒し制限しようとするロシア当局に対し、西は旅行が完全に学問上の目的によっており、軍事機密を他国にもらすこともないと請け合うことで、かろうじて許諾をかちとった。「旅行の目的はまったく自己の学問上に」存するという言を無条件に鵜呑みにはできないにしても、学術的な関心と動機に強く裏打ちされた旅行だったことはほぼ疑いなく、何よりも著作『中亜細亞紀事』の内容と質がおのずからこれを証明している。同書は日本人がはじめて実地の見聞にもとづいて中央アジアの地誌を体系的に記述したものであるのみならず、同時代のロシアおよび欧米の軍人東洋学者や旅行者が残したすぐれた観察記

14) グルジャ(Gulja)はイリ地方(イリ川流域に広がるオアシス地帯を指す。イリの漢字表記には伊犁、伊犁などがある)の中心都市の名称。クルジャともいう。中国名は伊寧。現在は中華人民共和国新疆ウイグル自治区イリ・カザフ自治州の州都。地名としてのグルジャとイリは、たがいにある程度の互換性をもっており、ほぼ同義に使用されることもある。

15) 金子民雄が著書に影印版を掲載しているこの書簡は、東京の外務省外交史料館所蔵の、西徳二郎の履歴に関する書類等がまとめられた個人ファイル(保存番号: N235)のなかに収められている。2013年9月に同館で筆者が閲覧請求をおこなったさい、当該文書は個人情報保護を理由に非公開扱いとされていた。金子は手書きされた書簡原文の翻刻を提示しており、これは影印版テキストの判読にあたって参考になる。

16) 西自身はギールスの職名を「外務卿代理」(すなわち外務大臣補佐)とただしく記しているが、にもかかわらずそれをことさら「外相」であるかのように改めるのは(金子1978: 180-181; 同1993: 352-353)、あきらかな誤りである。ギールスが外務大臣に就任したのはこれよりのち1882年のことであり、1880年当時ロシア帝国外相職にあったのはゴルチャコフ(A. M. Gorchakov; 在任1856-82年)である。なお、ギールスはこのとき外相補佐と外務省アジア局長を兼務していた。

録にもひけをとらない精度で記されている（坂本 1933: 85-86; 植村 1941: 182-183; 加藤 1971: 86; Enoki 1981: 111-112; 西・福島 1990: i-ii[訳者序文]; 山内 1991: 154; 小松 1996: 37)。西が日本の中央アジア研究の先駆者と評される所以である。

上に引用した西の書簡は「別信第八号」と書きだされ、本文は「後略」の語で結ばれる。一方、外務省外交史料館所蔵の「伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ関シ露清兩國葛藤一件」と銘打たれる、関係諸文書の写しと各文書に関する注釈や補記を綴り込んだファイル（外務省 1879-1881）を仔細に眺めると、この「後略」とされた部分は、独立した書簡として別紙に書き分けたうえで送付されていたことが判明する。別紙の書簡もおなじ明治 13 年（1880 年）7 月 17 日付で、やはり西から井上宛である。上引の書簡（ここでは便宜的に甲書簡と仮称）と別紙の書簡（おなじく乙書簡と仮称）とから構成される「別信第八号」は、当該ファイル中の記録によれば、同年 9 月 7 日に本国外務省で受信された。同ファイルには、甲書簡の記載内容は要約のかたちで注記<sup>17)</sup>されるのみであるが、乙書簡の文面はおそらくそのほぼすべてが抜き書きされている。ほかならぬファイル名と呼応するように、乙書簡はイリ地方をめぐる深まる露清兩國の対立関係の近況を伝えるもので、とくに「露の戦備」と「露国が陰にわが邦の支援を求むる説」に関する簡潔な分析と報告がなされている（外務省 1879-1881: 107-109）。

井上馨から 1880 年 6 月 26 日付で西に送られた前述の電報にみられる、「可能ならば途中グルジャ」に立ち寄るようにとの申し添えは、言うまでもなく、当時の日本政府がイリ情勢の推移に重大な関心を寄せていたことの証左である。井上はこれに先だつ 4 月 16 日、西に宛てて、「ロシア政府が対中情勢をめぐるいかなる策を講じるのかを見きわめるように。注視し、ひきつづき私に打電せよ」（外務省 1880: 0729）との英文電報を打ったが、西からの返信がないとみるや、同月 22 日、「今月 16 日の中国問題に関する私の電報にただちに返答せよ」（外務省 1880: 0733）とあらためて英文で打電した。こうした本国からの矢の催促に対してペテルブルグの西は、電報をもって返信したほか、別信第四号（4 月 15 日発信；6 月 8 日受信）、別信第五号（5 月 1 日発信；6 月 21 日受信）、別信第六号（5 月 29 日；7 月 20 日受信）といった自筆書簡を送付するなど、イリ問題の最新状況を井上に随時報告していた（外務省 1879-1881: 59-65, 85-86）。イリ問題を含む当時の中央ユーラシア情勢の推移については、章をあらためて述べることにしよう。

西は旅中じっさいにイリ地方に足を踏み入れた。西のたどった旅程については追って述べるが、西が帰国後に井上馨に提出した旅行報告書には、イリ訪問の経緯が次のように述べられている。

はじめタシケントにおいて総督カウフマン氏へ拙者にもついでながら伊犁地方まで経歴いたしたき段、相談いたし候えども、その節は伊犁の論は戦に決すべき説多く、かつ出兵最中にてこれあり候ゆえ、同氏もすこし不都合と案ぜしや、直答いたさず候につき、拙者にはしばらく待つにしかずと、諸方の回歴を企て候ところ、二ヶ月のあいだに事情漸変し、当日に至っては清国よりも和親の意を表出し、魯においても一応兵を引き上ぐることに相なり、かつ別に相談の都合もこれあり、ついに伊犁地方へ遊歴の許諾を得候につき、[後略]。（外務省 1951: 480）

17) 注記は次のとおり。「註。公信前段は西代理公使が帰朝につき、西伯利亜經由したきにつき差し許しくるよう露国外務卿代理ギルス氏に申し出でたるに、「当今清境へ出兵支度のさい、外国人のかの地方経歴の義は魯政府の好まざるところなれば」許容しがたき旨、一応は応ぜざりしも、だんだん話し合いのうえ、ついにその許諾を得たることを述ぶ」。



「総督カウフマン氏」とは、ロシア帝国陸軍の侍従武官長にして、タシュケントに創設されたトルキスタン総督府（1867-1917年）の初代総督、フォン=カウフマン（K. P. fon-Kaufman；在任 1867-82年）のことにほかならない。ロシア帝国は直接統治下の中央アジアに軍政をしていたが、これを司ったのがトルキスタン総督である。トルキスタン総督は同時に、トルキスタン軍管区司令官として、中央アジア方面に展開する全ロシア軍を統帥する立場にあった。折しも西のタシュケント到着は、イリをめぐって露清関係が一触即発の緊張をはらむなか、清国境近辺への閲兵を兼ねた巡察からカウフマンが同市に帰着した翌日のことであった（西 1886: 225 [聞見余録]）。西がまずもってとりつけたかったのはイリへの通行許可であったが、戦争の勃発しかねない非常時でもあり、カウフマンから許可はおりなかった。ために西は「諸方の回歴を企て」、約2ヶ月をこれについやした。この間の情勢変化があつてようやく、イリへの通行は実現するのである。

西の中央アジア旅行はもともと本人の発意と探究心にしがって構想されたと考えられるが、本国政府の意を体していたからでもあろう、彼は当初からイリを最優先の目的地にすえていた。しかし、この旅行はあらかじめ旅程が綿密に組まれていたわけではなく、流動的な国際情勢と現地当局者なかんずくトルキスタン総督の裁量如何に左右されて都度行程が決せられる不確定さをはらんでいた。この点で、西が帰国後におこなった旅費の支給請求に関する一連の文書記録（太政官 1881a, 1881b, 1881c）は、そのような道中での費用支弁にかかる苦勞のほどを十分に想像させるが、のみならず、旅行自体が当事者と政府関係機関においてどう認識され、どう扱われたのかをよく物語っている。1881年6月28日付で外務省から会計検査院に出された伺いには次のようにある。

露国在勤二等書記官西徳二郎儀、帰朝のさい、露領中亜細亜およびクルズヂヤに入り、北京を経て帰朝いたしたき旨申し出で候あいだ、そのころ露清紛議のさいにつき実地探偵のため申し出での趣き承り届け、客歳八月一日任所出発、本年四月二十八日帰朝し候ところ、右は通常の道路と違い、多分の費用を要し候えども、右路程につきましては当省条例中旅費定額これなきにつき、現場船車賃下付いたすべきはもちろんに候えども、旅中年俸の儀、条例第二条初款に、現日数にかかわらず露都より本邦着までを五十八日と見積もり、その日数に対する分を支給すべきことに相なりおり、しかるに右にては本人の難渋少なからず候。本人露都発途前、右日数の定額にては通行しがたく相なる旨伺い出で、外務卿にて聞き届けのうへ帰朝し候ことにつき、通常の例にもとづきがたく候あいだ、この分も現日数に応じ支給し候よういたしたく、この段相伺い候なり。（太政官 1881c: n. pag.）

ここからは、ロシア領中央アジアとグルジャを訪問したいとの西の申し出を、本国政府が「露清紛議のさいにつき実地探偵のため申し出での趣き<sup>18)</sup>」として了承したこと、および、西自身がすでに旅行前から定額支給では旅費の工面が難しいことを見越し、外務卿井上に配慮を願い出ていることがわかる。外務省の上記伺いに対し、会計検査院と大蔵省からは、「露清紛議のさい、実地探偵のため中亜細亜を迂回し北京を経て帰朝し、通常の旅行と違い多分の費用を要

18) これはイリ事件（本文で後述）以降、イリ地方が露清両国間の係争地と化したことをうけて、西が本国政府に対してその実地調査を積極的に申し出ていることを示す文言として理解できる。野田仁の近刊論文（野田 2014: 12）も、関連する別文書（太政官 1881b）に現れる同様の文言に注目している。

する趣きに相聞こえ候あいだ、この分に限り」承認する旨通牒が出され、同年9月2日じっさいの所要日数に応じて旅費を支給すべきことが決した（太政官 1881c: n. pag.）。

このように西は本国政府と密に連絡をとり、その後ろ楯のもとで中央アジア旅行を無事に完遂した。彼の旅行においては私的な探究調査と公的な偵知任務とが、いわば渾然一体としながら同時並行的に実践されていた<sup>19)</sup>。外交官である西が自国政府の要請に積極的に応え、その意を汲んで行動したのは、けだし当然であろう。その意味でも、彼の論著に多分に織り込まれた兵要地誌的な情報や観点（山内 1991: 154-170）は、明治政府のこの地域に対する政治的ないし戦略的な関心を少なからず反映するものと言ってよい<sup>20)</sup>。

## (2) 旅程

西は井上馨に提出した旅行報告書と著書『中亜細亜紀事』の双方において自身がたどった行程を概述し、おもな経由地については到着ないし出発の日付も示しているが、それらの日付は両者間で食い違っている<sup>21)</sup>。周知のように、日本では1873年に改暦によってグレゴリウス暦へ移行していたのに対し、当時ロシア帝国の直接統治下で施行されていたのはユリウス暦であった。日付の齟齬は、あるいは準拠した暦の相異<sup>22)</sup>に由来するとも考えられるが、日数のずれ幅が一定しておらず、少なくともそれを唯一の原因とみなすことはできない。旅行報告書が1881年6月という、より早い時点で作成されていること、および、そこに示されるいくつかの日付が他史料における記載とも一致する<sup>23)</sup>ことなどから、以下では、より高い信頼性のみとめられる旅行報告書の日付にしたがって論を進めることにする。言うまでもなく、旅行報告書中の日付はすべてグレゴリウス暦のそれである。

中央アジア経由の帰国を本国政府から許可され、さらにペテルブルグの公使館に新公使の柳原前光が着任したのをうけて、西は1880年8月1日に鉄道でペテルブルグを立ち、モスクワ、サマーラを経て、同月5日オレンブルグに到着した。西のペテルブルグ出発前の時点でロシア外務省は、清国境方面へのロシア軍出兵の動きにかんがみ、いったん与えていた中央アジア旅

19) たとえば、西は訪問先のグルジャから、1880年11月25日付でペテルブルグの特命全権公使柳原前光宛に、自身のたどった旅程の概要とイリ地方周辺における露清両軍の動静について報告する書簡を書き送っている（外務省 1879-1881: n. pag.）。

20) 西は帰国後の1881年6月8日太政官権大書記官に任じられるとともに、軍事部勤務を命じられて参謀本部御用掛を兼務した（枢密院 1912: n. pag.）。まもなく参謀本部長からの委任をうけて旅行の見聞にもとづく書物編纂に着手し、数年をかけて『中亜細亜紀事』を書き上げた。西自身が「もし読者この編によりて得るところあり、本部参考の一助なるを得ば幸甚」（西 1886: 5 [緒言]）と述べるように、同書はもとより日本帝国陸軍参謀本部の参考資料として準備されたものであり、出版当初からしばらくのうちは世間一般にほとんど知られることはなかったとみられる（西・福島 1990: i [訳者序文]）。

21) ここでかりに旅行報告書を(a)、『中亜細亜紀事』を(b)とすると、それぞれにおける日付の記載は次のとおりである（ただし、ペテルブルグ出発と中央アジア周遊は1880年中、日本帰国は1881年中のこと）。ペテルブルグ出発：(a)8月1日；(b)7月20日。タシュケント到着：(a)9月1日；(b)8月18日。タシュケント出発：(a)9月5日；(b)8月27日。プハラ到着：(a)9月23日；(b)9月14日。東京到着：(a)4月28日；(b)4月26日。このように、旅行報告書における日付は『中亜細亜紀事』におけるそれよりも、東京到着の場合を例外として、概して10日前後先んじている。

22) 19世紀においては、グレゴリウス暦の日付はユリウス暦のそれより12日先んじていた。

23) たとえば、後述するように、西のタシュケント到着を報じた同市発刊の『トルキスタン地方新聞』はそれを8月20日のこととしている（TVG 29/08/1880）。むしろ、ロシア帝国治下のタシュケントではユリウス暦が施行されており、同暦8月20日はグレゴリウス暦の9月1日に相当する。これは旅行報告書の記載と整合する。また、西への旅費支給の算出根拠となった決裁済みの会計記録に記載されるペテルブルグ出発（8月1日）と東京帰着（4月28日）の日付（太政官 1881b: n. pag.; 同 1881c: n. pag.）は、旅行報告書に記されるそれらと一致する。

行に関する承諾を当面保留にし、トルキスタン総督カウフマンの所見を確認せずには返答しがたいと西に告げた。「遠途の旅行にて出発を急」ぐ西は、通行の諾否に関する最終的な回答を追ってオレンブルグに打電してくれるように話をつけたうえで出発した。中央アジア旅行が実現するか否かは、この段階ではまだ不透明だったといえる。オレンブルグ到着後、外相補佐ギールスから「タシケント旅行は差し支えこれなき旨電報を得」た西は、8月9日に同地を発ち、オルスク、イルギズ、カザリンスク、ペロフスク（アクマシド）、トルキスタン（古称ヤス）、シムケントを経て、9月1日にタシュケントに到着した。当時タシュケント方面への鉄道は未開通であり、オレンブルグからは郵便馬車道をたどっての行程となるはずだったが、前年に地域一帯を見舞った大寒波のために、駅路を満足に利用することはかなわなかった。西はこう述べている。「駅馬もその禍に罹り当年は駅路断え、往来はこれなく候えども、拙者には馬なきところは駱駝を雇いて押し通り候ゆえ、ようやく二十三日目にタシケントへ達し候」（外務省1951: 470-472）。このとき「旅程大いに迂廻し昼夜兼行二十三日」（西1886: 411 [第二編卷之三]）におよんだというから、西は過酷な条件下でもあえて急行することを優先したのだろう。時間と経費の節減に努める道中だったことがうかがえる。

西はタシュケントでトルキスタン総督カウフマンと面会した。先にもふれたように、西はカウフマンにイリへの通行を願い出たが、折しも露清両軍が臨戦態勢をとる状況下で通行許可はおりなかったため、「拙者にはしばらく待つにしかずと、諸方の回歴を企て」た（外務省1951: 480）。西がここでいう「諸方の回歴」とは、タシュケント以南ないし以東に位置する、サマルカンド、ブハラ、ユーカンド等の諸都市の周遊のことにはかならない。少なくとも利用可能な諸史料を見わたすかぎり、西がこれらの都市への通行をタシュケント到着以前から予定していた形跡は見あたらない<sup>24)</sup>。イリ訪問にこだわる西は状況の好転を待つしかないと判断したが、このとき「諸方の回歴」が、当面の待機時間を有効に活用するねらいと自身未踏の地への関心とから急遽計画され、実行に移されたものだったとしても不思議はない。許可さえあればタシュケントからイリへ直行するつもりでいた彼が、とりわけイリとは真逆の方向に位置するブハラを訪れることになったのは、イリ情勢の緊迫に起因する偶然の結果だった可能性も十分に考えられる。

西はタシュケント滞在中に当面の旅程を組むにあたってカウフマンと相談し、その承認と保証のもと旅をおこなった。たとえば、ロシアの保護国であるブハラ・アミール国の領内通行にあたっては、前もってカウフマンから「ブカラ国王へ旅行免許依頼の添え書き」を受領し、これを持参したことで、アミール国の役人による丁寧な出迎えをうけた（外務省1951: 477; 小松1996: 37）。

特筆すべきことに、西の中央アジア訪問は現地の新聞報道でも取りあげられていた。タシュケント発刊のチュルク語紙『トルキスタン地方新聞』<sup>25)</sup>の1880年8月29日（グレゴリウス暦の9月10日に相当）付第16号は、彼の動向を次のように報じている。

24) 『中亜細亜紀事』ではイリ到達前の周遊の経緯について、「イリ論の談判はいまだ定まらずとのことたり。爾来余東南の諸方を経歴し」と、ごく簡潔に記されるにすぎない（西1886: 225 [聞見余録]）。

25) トルキスタン総督府のロシア語官報『トルキスタン報知 (*Turkestanskije vedomosti*)』の付録として1870年4月に創刊され、1883年には独立した新聞となった。当初その内容はロシア語紙掲載記事の翻訳などを中心に構成されたが、独自の記事もないわけではなかった。文章・表記に用いられた言語は「サルト語」（1870-82年にはカザフ語版も別途刊行）と公称されたが、それはチュルク語の一種であり、現代のウズベク語に近い。なお、西の中央アジア旅行は『トルキスタン報知』では報じられていない。

日本国の駐ペテルブルグ領事たる西という名の吏人が、ペテルブルグより帰路につき、去る8月20日 [=グレゴリウス暦9月1日] タシュケント市に到来した。伝えられるところでは、上述の西はトルキスタン総督の直々の許可を得て、ブハラ諸地方の視察へと向かった。やがてブハラから戻ったのち、タシュケントを発ってアルマトゥに行き、そこからハミを経由してキャフタ市を通過し、中国領内の北京というまちに赴き、かの地から本国に行きつくはずである。(TVG 29/08/1880)

この記事はおそらく、西の予定<sup>26)</sup>をよく知る総督府当局者の談話にもとづいて書かれたのだろう。当時の中央アジアでは日本はまだほとんどなじみのない遙遠の異邦にすぎなかったが、その外交官の時ならぬ来訪の報は、テュルク語新聞読者の関心をおおいに喚起したにちがいない<sup>27)</sup>。

さて、9月5日にタシュケントを発った西は、チナズ、ジッザフを経てサマルカンドに至った。9月12日サマルカンドから南路をとってシャフリサブズ方面に向かい、急峻な峠道を越えてブハラ・アミール国領に入った。もっとも、「この峠が魯領とブカラ領との境となり候えども、別に何の設けもこれなく候」(外務省 1951: 476)と西が観察するとおり、保護国ブハラ領との境に関所はなかった。西は峠をくだってキターブ、シャフル(シャフリサブズの略称)の両市を通り、向きをかえて広野を西進し、9月17日アミールの離宮のあるカルシに到達した。このときカウフマンの添え書きがあったおかげで、「カルシより三里ばかり前に、王より慰勞としてトクサバ<sup>28)</sup>と申す役人ほかに七、八人出迎え、その導きによりてカルシ城下に入り」、翌18日には当地に行幸中のアミール・ムザッファル(Amir Muzaffar; 在位 1860-85年)への謁見を許された。御前で西が求めに応じて日本の風俗や政治等をひととおり説明すると、アミールはたいそうめずらしそうに聴き入ったという<sup>29)</sup>(外務省 1951: 476-477)。アミールとその側近たちは、当地初の日本人来訪者たる西の話す日本事情に、なみなみならぬ関心を示した(小松 1996: 38)。謁見を終えた西を待っていたのは、饗応と下賜であった。

26) この記事からは、実現こそしなかったが、西がハミ(現中国新疆ウイグル自治区東部の都市。漢字表記は哈密。コムルとも呼ばれる)への通行を予定していたことがわかる。ハミへはアルマトゥ(現カザフスタン共和国の旧首都; 当時ロシア語でヴェールヌイと呼称)からグルジャを経由して向かう計画だったと思われるが、結局グルジャからの東進続行はならなかった。

27) 『トルキスタン地方新聞』の紙面には1870年代前半から日本に言及する記事も散見されるようになる。たとえば、トルキスタン総督府官房付き特務官として外務を担当し、対ブハラ交渉でも活躍したストルーヴェ(K. V. Struve; 1835-1907年)が総督府を離れ、ロシア帝国の駐日外交使節(在任 1873-82年; 73-74年総領事, 74-76年弁理公使, 76-82年公使)として赴任した状況を、同紙1874年10月17日(=グレゴリウス暦10月29日)付19号はこう伝えている。「隣邦からタシュケント市への来訪使節にかかる諸業務を執行していた勅任文官ストルーヴェが、日本という国に使節として赴くようペテルブルグの首脳部から命じられ、上記職務を離れて出立したことは、既刊の紙面上に述べられたとおりである。昨今ロシアの新聞が報じるところでは、件の勅任文官ストルーヴェが日本国に到着したおり、日本の地方の要人たちが十分な尊敬と礼儀を示し、勅任文官ストルーヴェの歓迎のために人を出向かせて、敬意を尽くして彼を迎え入れたもようである」(TVG 17/10/1874)。また、同紙1874年11月29日(=グレゴリウス暦12月11日)付22号では、ロシア語刊行物掲載の統計データに依拠して世界69カ国の人口が列記されているが、日本については、「日本という国の人口は3279万4897人」と述べられている(TVG 29/11/1874)。これらの例にも示されるように、当時日本に関する知識は、多くの場合ロシア語の情報媒体を経由したうえで中央アジアにもたらされていた。

28) トクサバ(toqsaba)はアミール国の官位の一つで、比較的高位の武官がこの称号を帯びた。ロシア帝国陸軍の佐官に相当した(Arendarenko 1881: 357)。

29) ムザッファルへの謁見の様態をはじめ、アミール国領内において西が得た見聞や所感については、小松久男が旅行報告書の記述を引用しながらわかりやすく解説している(小松 1996: 37-41)。

トクサバの案内にて別室に招かれ、諸役人等相手にて馳走に預かり、かつ王より拙者へ乗馬一疋、衣三重、従者輩<sup>30)</sup>へもそれぞれ贈り物これあり候。拙者にはかねてこの地方の旅行には進物の贈受は欠くべからざる礼式と承知し候につき、謁見の前に夢醒付きの旅時計を進呈いたしおき候。(外務省 1951: 477)

西は馬1頭と衣3着を下賜されたが、この衣が袖付きで裾の長い、前開きでゆったりとした上質の外衣を指し、なおかつアラビア語で「ヒルア (hil'at)」(賜衣の意)と呼ばれるものに相当することは疑いない。歴史的にブハラのみならず広くイスラーム圏では、権力者がこれを褒賞や厚誼のしるしとして功臣や賓客に下賜する習慣があった。西はアミールに厚く遇されたのである。「この地方の旅行には進物の贈受は欠くべからざる礼式」とは現代にも通じる心得といえるが、それを実践した一事をとっても、西が土地のしきたりを重んじ、現地の人々との相互理解を深めようとしていたことがよくうかがえる。

西はカルシからブハラに向かい、9月23日同地に到着した。彼がアミール国の宰相ムッラー・ムハンマディー・ビーと出会うのは、アルク (Ark) と呼ばれる宮城においてのことであった。

この内に王の大臣クシベキと申すもの当時留守番として居住し、これとも両度面会いたし候。このクシベキはブカラ中第一の見識ある人と承りおりしが、おおよそ年頃七十くらいの老翁にして醇厚の風あり、接対向き等届きし人にて御坐候。当人はもとペルシヤ出処の人にて、久しく当時のブカラ王に事え、よほど功ある人にして王の信任を受け、当時宰相の職位におり候<sup>31)</sup>。(外務省 1951: 478)

クシベキはコシュベギ (qoşbegi) のやや訛った表記である。ここに述べられるとおり、ムッラー・ムハンマディー・ビーは「ペルシヤ」すなわちイランの出身でありながら、年功によってコシュベギの位にまでのぼりつめていた(後述)。西は彼と二度面会したが、人情味があり客礼をわきまえた人物との印象をいただいたようである。

西はほどなくしてブハラを後にし、来た道とは別の北寄りのルートで東へ向かった。途中カルミーナにおいて、ムザッファルの息子にして世継ぎであるアブドゥルアハド ('Abd al-Aḥad; 在位 1885-1910年) に謁見したのち、ふたたびロシア領に入り、カッタコルガン、サマルカンド、ジッザフ、フジャンドを経て、10月6日コーカンドに到着した(外務省 1951: 478)。ここに都したコーカンド・ハン国はすでになく、その領土の中心をなしたフェルガナ盆地はこのときロシア帝国直轄領下にあった。

コーカンドからマルギランに至った西は、10月12日ここを発ってアライ山脈北辺の山谷の踏査に向かったが、すぐに引き返し、ふたたびタシュケントに戻った。イリ情勢が一変していたことをうけて、西はカウフマンからイリ地方への通行許可を得たらうえて10月24日タシュケントを發ち、シムケント、アウリエアタ、ピシュペク(現クルグズ共和国の首都ピシュケクの旧称)を経て10月29日ヴェールヌイに到着し、11月2日には同地を發ってイリ地方に向かい、東進してグルジャに達した。西はここから精河への通行許可をカウフマンに電報でおおぎ、返答を待つかわら露清国境一帯を巡行した。カウフマンから許諾の報を得るや、グルジャ

30) この部分の記述から、西が複数の従者を同道させていたことがわかる。

31) ここに引用した旅行報告書中の一節は、アブドゥライモフ論文の訳注において、訳者小松久男がその原文を提示している(アブドゥライモフ 1992: 53)。

から国境を越えて清領の精河に赴いた西は、清領内をそのまま通過しての帰国をめざしたが、清側から許可は得られなかった<sup>32)</sup> (外務省 1951: 479-483)。精河から帰国までの道程を西は以下のように報告している。

拙者にはここより清国境内を東南に通じ抜けて本国に帰りたき趣きをもってその筋へ相談いたし候えども、北京政府より別にその命なくんばこれに処しがたとの儀にてこれあり候ゆえ、ここより引き返し、北行してシベリヤに出でて、それより蒙古内外の地を経て、去る四月二十八日帰朝いたし候。(外務省 1951: 483)

西は、遅くとも 1879 年には着想していた中央アジア、シベリア、中国を經由しての帰国を、こうして曲がりなりにも達成した。1880 年 8 月 1 日にペテルブルグを発ち、1881 年 4 月 28 日に東京にたどり着く、じつにほぼ 9 ヶ月、日数にして 271 日間にわたる大旅行であった。

### Ⅲ. 中央ユーラシア情勢とブハラ・アミール国

#### 1. ロシア帝国の中央アジア統治

19 世紀半ば以降、ロシア帝国はブハラ・アミール国、ヒヴァ・ハン国、コーカンド・ハン国が鼎立する中央アジア南部のオアシス地帯に軍事攻勢を強め、1865 年には要衝タシュケントを陥れた。1867 年ここに創設されたトルキスタン総督府は、ムスリムが住民の大半を占めるこの地域の統治に本格的に着手した。一方、ひきつづくロシア・ブハラ間の戦争は軍事力で圧倒するロシアの勝利に終わり、1868 年ブハラ・アミール国は事実上その保護国となった。このときアミール国は多額の賠償金を課され、サマルカンドとその周辺からなる領土の一部をロシアに割譲した<sup>33)</sup>。肥饒なサマルカンドの喪失はアミール国の税収を激減させただけではない。割譲地はブハラ・オアシスをその下流で潤すザラフシャン川の上中流域を包摂したため、オアシスの死命を制する河水の管制を実質的に握られたことで、アミール国はロシアへの従属をいっそう深めた (小松 1996: 49-50)。

ロシア軍の軍事作戦は諸方面で継続し、そのなかで征服地の行政上の地位と区画が徐々に定まっていた。1870 年ロシア軍はブハラ政権への服従を拒むシャフリサブズに侵攻したが、これを占領するとブハラ側に即時返還し、同地はアミール国の所領にとどまった。1873 年ロシア軍に首府を占領されたヒヴァ・ハン国もまた保護国に転じた。1868 年の通商条約でロシアへの従属が決定づけられたコーカンド・ハン国はやがて国内諸勢力の大反乱に見舞われたが、1876 年ロシア軍がこれを鎮圧し、ハン国は根絶されてその領土はロシア領に併合された。

西の旅行当時、現在のトルクメニスタンにほぼ相当する地域 (当時ロシア語でトルクメニア

32) 西の精河入りについてはロシア側から清側に事前通告がなされたが、そのさいの露清当局者間の意思疎通はかならずしも十全ではなく、清側に不信感呼び起こした (野田 2014: 12-13)。

33) 西は大帝国の建設者アミール・ティムール (Amir Temür; 在位 1370-1405 年) の遷都を引き合いに出しながら、ロシア帝国治下のサマルカンドにも往時と変わらぬ政治・経済・軍事上の重要性をみとめている。「このザラフシャン全州、なかんずくサマルカンドはおのれの富饒をもって租税等多く出だし、ただひとり地方支配の費を償うのみならず、かえって余りあるよしにて、向後おおいに中アジア魯領の経済向きに望みある地所たるはもちろん、軍務上においてももっとも至重の意を存しおるところにて、中古名将チムールのここへ都を立てしも、此方において見るところありしものにてこれあるべし」(外務省 1951: 475)。

と呼称)の南部では、トルクメンのテケ部族がロシア軍に対して最後の抵抗をおこなっていた。西は帰国後こう報告している。

当時中アジアにおいてはまだ魯国の威勢及ばず、なお独立の体を存するものは、西南にペルシヤ、東南にアフガニスタンあるのみにて、その他トルクメン、テケ人等のごとき窟強不羈の族部あり、なおそのあいだに沙漠および肥地に凌馳すといえども、昨年来魯軍の遠征ようやくその意を達せし儀につき、ついにこの地方にもおのれの勢いをしきうる都合に相なり申すべく候。(外務省 1951: 478)

1881年初頭、ロシア軍の遠征隊がギョクデベの戦いでテケ部族を撃破したことにより形勢は決し、以後1885年にかけてトルクメニアは完全にロシア領に組み込まれていった。ロシア領トルキスタンとガージャール朝イラン、ドゥッラーニー朝アフガニスタンとの国境は、このプロセスのなかで画定されていくことになる。

植民地統治の安定と辺境防備の強化のために、早くからロシア政府は中央アジアに鉄道を通す計画を立案し、検討を重ねていた。「ヲレンブールグよりタシケントまで千九百三十六ウオルスト<sup>34)</sup>」にて、このあいだに鉄道を造り、内地と中アジア領を連ぬる論は久しく起りて、追々その道筋の穿鑿もこれあり、種々の籌略も立ちおり候」(外務省 1951: 472)とは、1881年6月時点の西の報告であるが、結局この路線の建設は長期にわたって先送りされた。かわりに優先されたのは、1880年末カスピ海東岸のクラスノヴォーツクを起点として対トルクメン戦のために着工したザカスピ軍事鉄道であった。トルクメニアを横断して延伸したこの鉄道は、やがてブハラ・アミール国を貫通し、1888年にはサマルカンドに達した。ロシア帝国南辺での急ピッチの鉄道敷設<sup>35)</sup>は、いわゆるグレート・ゲームを相競うイギリスの北進にそなえ、これを強く牽制する意味合いがあったのはいうまでもない。

このように、西が中央アジアを旅したのはロシア領トルキスタンの領域的枠組みがほぼ固まりつつある時代であった。ロシア当局は軍事力による域内の秩序保全にはある程度成功していたが、鉄道をはじめとするインフラの整備など、安定的な植民地経営のために着手すべき課題は依然山積していた。また当時、対外的にはイギリスおよび清とのあいだでそれぞれ、勢力圏にかかわる外交・安全保障上の大きな懸案をかかえてもいた。

## 2. 露清関係の緊迫と日本

西が中央アジアを訪れた1880年の夏当時、ロシア帝国と清朝の二国間関係はとくに緊張の度を深めていた。それにはいくつかの伏線があったが、直接の発端は、1871年のロシア軍によるイリ地方の占領(イリ事件)であった。清朝領内では1862年以来の西北ムスリム大反乱のさなか、コーカンド・ハン国出身のヤークーブ・ベク(Ya'qūb-bek; 1877年没)が大規模な征服活動により東トルキスタンの大半を支配下に収めた。ロシア側はこうして樹立されたヤークーブ・ベク政権の勢力が天山以北に拡大するのをおそれて、1871年イリの軍事占領に踏み切ったのである。以降、この占領を不当として領土返還を求める清とロシアとのあいだで

34) ヴェルスター(versta)あるいは露里のこと。1ヴェルスターは1.0668キロメートル。

35) 西は自著において「鉄道論」という章をもうけ、鉄道建設の概略を述べるとともに、脱稿直前の1886年6月には建設作業の最新の進捗状況を「附録(明治十九年六月)」に追記している(西 1886: 413-421 [第二編卷之二])。

長期にわたって交渉が重ねられることになるが、その一方、清軍は左宗棠（1812-85年）の指揮下で旧領の再征服を着実に進め、1877年にはヤークーブ・ベク政権を瓦解に追い込んだ（濱田 2000: 312-316; 野田 2009: 169-172）。こうしたなか、1879年に露清間で調印されたリヴァディア条約がいちじるしい不平等条項を含んだことで事態は急転し、清側で条約締結交渉を担当した崇厚（1826-93年）が本国召還後に投獄され、左宗棠らの強硬派が対露開戦を唱えるにいたる。当時ペテルブルグにいて情勢を注視していた西は、1880年4月15日付の外務卿井上馨宛の書簡（別信第四号）において次のように報告している。

畢竟、右條約中クリジャ州の南部を譲りしと償金五百萬ルーブルとの約束、清国政府の意外に出でて、ついに崇厚の罪案となりしよしに御座候。当政府 [=ロシア政府] よりはこの儀につき、これまで別に論じ出だし候儀もこれなく、ただ清国政府の右條約を承諾せざるわけを一応問ひ合わせ候までにて、何事も前頭の新公使<sup>36)</sup> 来着のうえ、その陳ぶるところによりてこれに処せんと待ちおり候様子。もっともクリジャ一件につきましては崇厚と約せしほか一歩も譲らざる決意と承り候えば、もし新公使来着して右條約は崇厚が訓状に悖りて結びしわけをもって承諾しがたき旨弁説し、かつ最初崇厚の主張せし主意に溯り、さらに右談判をはじめたき段申し出で候わば、当政府はたぶんこれに応ぜずして、その談判場所を北京に替え、自国の全権公使をもって談判を遂ぐることに相なるべきやに存ぜられ候（ある役人の咄に、いかなる清公使とてもかの政府を離れ、当地において談判するは、第二の崇厚と談判するにおなじと）。さ候わば、右の事件は急には相運び申すまじく候。

もし右談判纏まりかね、清国よりクリジャ州を力取せんと決し候節は、当国はおもに海岸より攻撃のつもりと察せられ、名を太平洋の艦隊をさかんにするに託し、当時しきりに海軍の用意いたしおり候。いづれ事の相分かりしだい、追々細報申すべく、右貴意を得候なり。（外務省 1879-1881: 60-61）

清側がリヴァディア条約を批准しなかったのに対し、ロシア側は既同意条項に関していっさい譲歩せず、かりに清側が武力行使に出れば海軍力をもって対決する姿勢をみせた。つづく5月1日付の井上宛書簡（別信第五号）で西は、タシュケントからの派兵にもふれつつ、ロシア側の戦争準備の進捗を続報している。

当国 [=ロシア] は右一件に付きては少しも譲るの色なく、すでにタシュケントより支那境へ少々兵を繰り出だし、西シベリヤよりかの国内へ穀類の輸出を禁じ、かつ当地においては海軍の用意も今に急ぎおり候。右はおもに彼を威すの策に出でるものとも案ぜられ候えども、もし清国より戦端を開く日にはただちにこれに応ずべきはもちろんの儀と存ぜられ候（下略）。（外務省 1879-1881: 65）

西はさらに、5月29日付の井上宛書簡（別信第六号）において、戦争を不可避とみるロシア政府筋の見解を引きながら、予想されるべきロシア側の戦略に言及している。

当外務役人等の説に、清国において当時勢いを得し政党のその権を失うにあらざれば、到底

36) のちに曾紀沢（1839-90年）がこの任に就いた。



戦争は免れざるべしと。また追々クリジャ方面へも兵を増し、かつ戦になる日にはおおよそ一萬の兵を海路にてウラジワストークへ渡し、ひとつは彼方よりただちに北京に迫り、ひとつは海軍、ひとつはクリジャより進軍の命あるやに相聞こえ候えば、当政府は事の平穩に纏まりがたき見込みと察せられ候。(外務省 1879-1881: 85-86)

情勢がいっそう緊迫するなか、7月17日付の別信第八号(本稿で呼ぶところの乙書簡)で西は、6月に海軍相を辞して太平洋艦隊提督に就任したレソフスキー(S. S. Lesovskii; 1817-84年)の動向等、ロシア側がとる臨戦態勢の近況を伝えると同時に、日本への戦略的な働きかけを旨とするレソフスキーの密命について言い添えている。

海軍の紛議は今に確と相分ならず候えども、当政府 [=ロシア政府] はしきりに海陸の軍備をつとめ、過日海軍卿レソフスキー氏は太平洋艦隊の総督に任ぜられ、すでに出発いたし候。かつ太平洋へ武器兵糧等運送のため別に英船四、五艘雇い入れ、追々クロンシュタット<sup>37)</sup> 出帆の趣き。また中亜細亜の鎮台長カウフマン氏は警備のため昨今クリジャへ出張することと相なりおり候。これらみな当政府はいや力をもって清を圧するの企てと相見え候えども、清公使も今日まで着きいたさず候えば、いや開戦に決すべきとも申されがたく候。さてこの頃ひそかに承り候に、海軍総督レソフスキー氏はただちにわが国に向かい、わが政府と左の條件を約定すべき旨委任を受けたりと。

- 一、もし事破れ清国と戦端を開くときは、日本は陽に局外中立を唱え、陰に魯国を援くること(軍艦修覆、炭水食料等を日本に仰ぐの類)。
- 一、もし前條の策ならざるときは、日本はかたく局外中立を守り、毫も清国へ冥助することなかるべきこと。

右委任の趣き確実なるや否は、保ちえる義にはなく御座候えども、聞きえしまま御心得までに申し上げ候。まさにまた右レソフスキー氏は細君を携え赴任いたし、同人在任中、細君は長崎港へ住居すると申すことにて候。右貴意を得候なり。(外務省 1879-1881: 108-109)

来るべき清との開戦時には日本に後方支援を要請すべしという、レソフスキーが帯びたとみられる密旨は、西によって確証こそ与えられてはいない。しかし、日本の外務省はこれを、当時ロシア側が条約改正交渉において日本側に示しはじめた好意的な態度に照らして、信頼に足る情報とみていたふしがある<sup>38)</sup>。このように、和戦いずれに転ぶか予断を許さないイリ情勢の帰趨に、日本側もまたけっして無関心ではいられなかった。イリをめぐる事局とこれへの対応は日本にとって、露清それぞれとの政治・安全保障関係のあり方や外交上の優先課題たる対列強

37) クロンシュタット (Kronshtadt)。フィンランド湾上にあるロシアの港湾都市。バルチック艦隊の母港。

38) 「伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ関シ露清两国葛藤一件」ファイル中には、別信第八号(乙書簡)への註補として、駐露公使、柳原前光の1880年10月17日付の井上馨宛書簡から以下の文言が摘要されている。「條約改正談判一件は、露政府において今般改正の主義に同意いたし候。この同意とは裁判事件とか税則とかに限らず改正案の大主義を賛成する儀」、「かつ日本條約改正の義につき、自然各国より露政府へ問ひ合わせこれあり候節は、その主義に同意の旨を相答え、魯国の同意をもってみずから他国へ影響せしめ候つもりにつき、日本政府においてもこのあたり相含みおるべく、外務卿代理申し候。はなはだもって好都合と存じ候」(外務省 1879-1881: 110-111)。文中の「外務卿代理」は、当時のロシア外相補佐ギールスを指している。

不平等条約改正交渉の成否、換言すれば、概してみずからの国際的立場に直接的な影響をおよぼす、きわめて重大な問題だったからである<sup>39)</sup>。西の中央アジア旅行にさいしてイリにとりわけ大きな意義が付与されたのは、この脈絡において理解することができよう。

ロシア帝国内ではイリ地方の返還の是非をめぐる、とくに1870年代後半から80年にかけて活発な議論が戦わされたが(野田2009:172)、当局者のあいだでも見解は一樣ではなかった。西は1881年6月に提出した旅行報告書中に、イリ返還の代償金で自領内の鉄道敷設を推進すべきとのカウフマンの所説を記している。

ひそかに聴くに、清魯伊黎地の争論につき、カウフマン氏はこれをまったく清に譲り、多くの償金をもとめ、これをこの鉄道造作の費用に充つる説を立てしよし。(外務省1951:472)

じっさい、この報告書執筆に先だつ1881年2月の時点ですでに露清間の合意がなり、イリ問題はカウフマンの主張に近いかたちで平和的な解決をみていた。このとき締結されたサンクトペテルブルグ条約(別名イリ条約)により、900万ルーブルの賠償金とひきかえに、イリの占領地は一部を除いて清側へと返還されたのである。

### 3. ブハラ・アミール国と宰相ムッラー・ムハンマディー・ビー

さて、次に西書簡と密接にかかわるブハラ・アミール国に目を転じ、その歴史的背景と当時の状況について考えてみよう。

ブハラ・アミール国は、1756年ウズベク<sup>40)</sup>のマンギト(Mangit)部族の領袖によって建国され、君主位には代々その一族の男子が就いた。マンギト朝とも呼ばれる。スンナ派イスラーム教国であり、法学派はハナフィー派に属した。アミール国の版図は基本的にアム川とシル川に挟まれた地域(歴史的に「マーワラーアンナフル(Mā varā' al-nahr)」と呼称)に広がり、現在のウズベキスタンおよびタジキスタンの領域とほぼ重なる。18世紀末以降はアミールが君主号とされたが、それはカリフの尊称「信徒の長(amīr al-mu'minīn)」を含意した。ブハラ・アミールは理念上、さながらカリフとしての宗教的権威をかざし、実勢の統治領域の外にいるイスラーム教徒に対してすら支配権を主張しえた。アミール国は行政的に20を超える州から構成され、各州は伝統的にウズベクの有力部族の領袖が総督としてこれを統治した。しかし、建国当初から19世紀前半にわたって、シャフリサブズやヒサルなどの有力州が中央政権への服属を拒む事態が相次ぎ、集権化が大きな課題となっていた。

この課題に精力的に取り組んだのが、アミール・ナスルッラー(Amīr Naṣr Allāh; 在位

39) 当時の日本政府ならびに西は、露清間のイリ返還交渉を日本が直面する琉球問題にも結びつけて注視していた(野田2014:13)。イリ境界問題と琉球帰属問題の関係性については、山城智史が「伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ関シ露清兩國葛藤一件」ファイル(外務省1879-1881)も利用しながらくわしく論じている(山城2011)。

40) 歴史的にウズベクは、15-16世紀に北方の草原地帯から中央アジア南部に來住した遊牧民の部族連合体ないしその成員がそう呼称された。この部族連合体は騎馬による強力な軍事力を有し、政治的に統合された集団であった。農業と通商が主要な生業形態であるオアシス地帯に入ると、ウズベク諸部族はやがて定住生活に移行し、その過程で各部族は特定の都市や地域への帰属を強めた。そのさい遊牧の生活様式は失われていくが、ある程度の血縁の紐帯と軍事力は保持された。国政面では武官が多く輩出し、軍隊の担い手(兵力の供給源)たるなど権力機構の枢要な部分を占めたことから、ウズベクは社会的にゆるやかながら支配層を形成した。個々の成員レベルでは、日常生活を営むうえで農牧業や商工業その他の生業に従事する者も現れるようになった。

1827-60年)である。彼は、政権の軍事力を地方のウズベク諸部族に過度に依存してきた旧弊を打破すべく、イラン人奴隷<sup>41)</sup>を主体とする君主直属の常備軍を創設し、これを中央集権化に利用した。もっとも、君主が権力基盤強化のためにイラン人奴隷を側近に重用する政策的な動きは、すでにマンギト朝初期から観察される。高官もまた彼らを好んで登用したことから、国政上イラン人奴隷が担う役割の比重は自然高まることになった。西は自著『中亜細亜紀事』のなかでこの点に注目し、「ペルシヤ人」すなわちイラン人について次のように述べている。

ペルシヤ人はウズベクよりも開けかつ伶俐なるをもって、この地方において諸業に従事し生計を営むは、その本国においてするよりも易し。ゆえに奴隷たりし者も、のちみずから好んで留まる者多しという。ただその宗派異なりかつ奴隷身分をなし、またやや狡黠なるにより、土人つねにこれを賤しめ嫌うの風あり。しかれどもブカラ領内においてはやや信用を得、あるいは地方官等の書記役となり、あるいは王の近侍となり、奴隷より出身して重役におる者また少なからず。(西 1886: 122-123 [第一編卷之二])

まさに「奴隷より出身して重役におる者」の最たる例が、ほかならぬムッラー・ムハンマディー・ビーであった。彼は齢<sup>42)</sup> 10か15にして肉親とはぐれてイランからブハラ・アミール国に連行され、奴隷とされた<sup>43)</sup>。やがて王朝の臣に用いられ、カルミーナにいた太子時代のムザッファル<sup>44)</sup>のもとで守衛(yasavul)として仕えるようになる。彼はムザッファルから側室

- 
- 41) そもそもこれらのイラン人はイスラームを信仰するムスリムだったはずであり、むしろ、イスラーム法によれば、ムスリムの奴隷化は違法行為とされる。しかし、スンナ派正統主義の立場に立つブハラ政権は、16世紀以降イラン人が信奉するようになるシーア派を不信仰と認定してはばからなかった。この点ではヒヴァ政権の立場も同様である。シーア派信徒を奴隷とすることの合法性には、権威あるウラマーの合意により確証が与えられもしたから、それを法的根拠として、スンナ派のトルクメンがホラーサーンにおいてシーア派イラン人を捕縛し、ブハラやヒヴァの奴隷市場に売り渡す行為が慣行化した。これは一面では、中央アジアにおける人的労働資源への需要を満たすための供給システムとしても機能していた。こうして近世期の中央アジアにはイラン人を売買・使役のおもな対象とする独特の奴隷制度が成立し、19世紀後半まで存続することになった。
- 42) ムハンマディー・ビーと1880年9月に面会した西は「おおよそ年頃七十くらいの老翁」(外務省1951: 478)、1873年8月に面会したアメリカの外交官スカイラーは「おおよそ65歳の老翁」(Schuyler 1873 (II): 99)とそれぞれ描写している。ロシアの軍人クレストフスキーによれば、1883年2月の面会時に、当人が「すでにこの世で71年を過ごした」と語ったという(Krestovskii 1887: 294)。ロシアの軍人シュビンスキーは、1885年11月当時の彼を72歳としている(Shubinskii 1892: 6)。おなじシュビンスキーによれば、彼は1889年に没した(Shubinskii 1892: 24)。孫のアースターナクルによれば、彼は「80歳を超えて逝去した」という(TsGA RUz, f. I-126, op. 1, d. 193, l. 2)。上記五者それぞれの依拠する暦や年齢算出法、提示する数値の確度はまちまちであり、生年の特定は困難であるが、総合的に判断すると、彼はおよそ1810年代の比較的早い時期に出生したものと推測される。
- 43) 奴隷は市場での売却前に名前を付されるのが通例であり、多くの場合、所有者の福利に合致することを期して命名がなされた(Fayziyev 1990: 19-20)。「ムハンマディー(Muḥammadi)」という名にはおそらく、不信仰を捨てイスラームへの帰依者たるべしとの託諭があった。ブハラのハナフィー法学派の公式見解ではシーア派は不信仰とされたためである。この名の含意は、イスラームの正統な教えや法を「ムハンマドの宗教(Din-i Muḥammadi)」,「ムハンマドの聖法(Šari'at-i Muḥammadi)」などと言い表す用語法を想起することで、容易に解釈できるだろう。
- 44) 1863年ブハラに旅した東洋学者ヴァンベリー(A. Vámbéry; 1832-1913年)によれば、弱年のムザッファルは当初カルシの統治を任されたが、父ナスルッラーに陰謀を疑われたため、首府ブハラに近いカルミーナへの転任を命じられ、1842年に降ナスルッラーの没する1860年までを同地で過ごしたという(Vámbéry 1873: 391-393)。

の一人を与えられ、婚姻を機に奴隷身分から解放された<sup>45)</sup> (TsGA RUz, f. I-126, op. 1, d. 193, l. 2; Schuyler 1876 (II): 99; Krestovskii 1887: 292)。1872年には、やはり奴隷出身のイラン人であった前任者ムハンマド・シャー・ビー (Muḥammad Šāh-biy) の死をうけて、ついにアミール国の宰相職に就いた。

アミール国では当時すでに宰相職のほか、財務長官 (divānbegi) 職、常備軍の司令官たる砲兵隊長 (topčibaši) 職など、国政の要職の多くがイラン人によって占められるのが常態化していた。じっさい、宰相職の後任にはいま一人の奴隷出身のイラン人、ムッラー・ジャン・ミールザー (Mullā Jān Mirzā; 在任 1889-1905 年) が就き、さらにそれはムハンマディー・ビーの孫アスターナクル・ビー (Āstānaqul-biy; 在任 1905-10 年) に引き継がれた。ムハンマディー・ビーの息子ムハンマド・シャリーフ・ビー (Muḥammad Šarīf-biy; 1888 年没) も、暗殺されるまで長らくのあいだ財務長官の任にあった。

ところで、1873年にはロシア・ブハラ間で和親条約が締結されたが、その第17条によりブハラ領内での奴隷貿易が禁止された (Becker 1968: 320-321)。この条項をふまえてアミールは、爾後10年を経過したのちにすべての奴隷が解放されるべしという旨の勅令を發布した (Pokrovskii 1928: 32)。これは奴隷制が10年の猶予を与えられるかたちで事実上存続することを意味したが、もっとも、これまで全体として隷属的な境遇に置かれてきたイラン人は、社会的な地位向上のはずみを得たことで、このころからさまざまな権利主張を展開するようになった。それは当然、シーア派信仰の実践も含んでいた。ブハラのスンナ派ウラマー、アブドゥルアズィーム・サーミー (‘Abd al-‘Azīm Sāmī; 1907 年没) は自著『悪魔たる棄教者撃退における信仰の鏡』(1885 年本編獨筆) のなかで、名指しこそしないが、イラン人のそのような動きに複数の高官の後ろ楯があったことを指摘している。いわく、「1290 年 [=1873 年] 以来、銘々が最高位の行政職または軍司令官職に就いていたところの、その一党の何人かによる庇護にあずかったことにより、彼らは増長したのである」(Sāmī, *Mir’āt*: f. 9a)。サーミーはさらに、彼らが表立ってシーア派信仰をはじめたことを非難している。

その一派は恐れることも、はばかることもなく、それぞれの地区と街区において、永遠の害悪を生み出し、かつ天国への道の剥奪の原因となるところの、みずからの無効なる宗派の表明と無益なる信仰の主張とに勤しむようになった。(Sāmī, *Mir’āt*: f. 9a)

じっさい、中央アジアにおけるスンナ派イスラーム教学の中心たる宗教都市ブハラでシーア派信徒の宗教意識が高まりをみせたことは宗派間の緊張関係を生み、1877年3月にはシーア派イラン人とスンナ派ブハラ人とのあいだで二度にわたって衝突が起り、多数の死傷者がでた (Tukhtametov 1977: 31)。その余波のなか、コシュベギのムハンマディー・ビーを敵視するスンナ派ウラマーがその追い落としをねらって、彼がアミールの不興を買って更迭されたとの、まことしやかな流言を広め、これが『トルキスタン地方新聞』による誤報を招く事態も生じた (TVG 21/05/1877)。このように、宗派問題をめぐってムハンマディー・ビーは強い逆風にさらされていた。

しかし、当のムハンマディー・ビーはシーア派信仰をおおやけにすることはなかった。それどころか彼はロシア人の賓客を前にして、イラン系出自を隠し、自身をウズベク人と称するこ

45) 彼の名には「ムッラー (mullā)」の称号が冠されているが、これは彼が自由身分になってのち、スンナ派信徒としてブハラのマドラサで学問を修めたことを示唆している。

ともいとわなかった (Krestovskii 1887: 292)。彼がみせたこの行動は、スンナ派の地中央アジアのイラン人が生きるすべとして習慣的におこなってきたタキーヤ (taqiyya)、すなわち信仰隠しの延長線上にあるといえる。1883年にブハラを訪れたロシアの軍人クレストフスキー (V. V. Krestovskii ; 1840-95年) は、イラン人の出自秘匿について次のように説明している。

廷臣ないし行政官の誰しもが、自分がペルシア人というだけできまってその出自を隠そうとし、みづからをウズベク人と偽るほどである。この点では、スンナ派のシーア派に対する宗教的反感のほかに、当地の奴隷の大部分がすべてトルクメン人に捕らえられてブハラの市場で売買されたペルシア人であり、ゆえにウズベク人は主人が従者に対するように彼らを上から見下ろす習慣がついてしまっているという状況もまた、影響をおよぼしているように思われる。(Krestovskii 1887: 279)

このように保護国期のブハラでは、政権中枢においてイラン人が権力を掌握したことで民族と宗派をめぐる社会内の矛盾がしだいに露呈し、それはゆくゆく国家の秩序さえも脅かすことになる<sup>46)</sup>。1880年にブハラの内情をつぶさに観察したロシアの軍人東洋学者アレンダレンコ (G. A. Arendarenko ; 1846年生) によれば、当時シーア派イラン人は、ブハラ政府にとっての「もっとも頼るべき砦」とみなされていた (Arendarenko 1881: 348)。

ムハンマディー・ビーは「もとベルシヤ出処の人」、すなわちシーア派の地イランの出身でありながらスンナ派ブハラ政権の国務の最高責任者として、宗派問題という難題にも向きかねばならなかった。西がムハンマディー・ビーと邂逅したブハラは、そのような時局にもあたっていたのである。

#### IV. 西徳二郎のテュルク語書簡

##### 1. 来歴と解題

###### (1) 来歴

西徳二郎に帰されるテュルク語書簡は、ウズベキスタンの首都タシュケントに所在する中央国立文書館において保管され、「ブハラ・アミールのコシュベギ (Koshbegi emira bukharskogo)」と銘打たれる歴史 (Istoriia) 部門第126号フォンドに収められている (TsGA RUz, f. I-126, op. 1, d. 1150, l. 1)。ここでは当該フォンドの収蔵文書群の総体をアブドゥライモフの用語法にならって、便宜的にコシュベギ文庫 (「ブハラのコシュベギ官房文庫 (Arkhiv kantseliarii bukharskogo koshbegi)」の略称) と呼ぶことにしよう。

現存するコシュベギ文庫の形成の端緒は、アミール・ムザッファルの治世にさかのぼる (Ubaidullaev et al. 1969: 1; アブドゥライモフ 1992: 26)。文庫形成の要因はロシア帝国の中央アジア統治開始にともなうその行政上の影響に求められる、との仮説 (Ubaidullaev et al. 1969: 1) が正しいとすれば、ブハラ・アミール国が保護国となって以降、ムハンマド・シャー・

46) 宗派問題は根本的な解決をみないまま悪化の一途をたどる。アブドゥルアハドの治世には、シーア派がタキーヤを事実上放棄したことでスンナ派ウラマーが反発を強め、さらにはブハラでのアーシューラー (‘āshūrā) 儀礼の公然たる実施がスンナ派側を決定的に刺激した。1910年、事態は流血の宗派抗争に発展し、ロシア軍の介入を招くなど、きわめて大きな政治・社会的混乱が生じた (Kimura 2011: 198-208)。時の宰相アースターナクル・ビー・コシュベギは、その混乱の責任を問われて解任された。

ビーか、あるいは後任のムッラー・ムハンマディー・ビーの指揮下に、コシュベギ官房で処理される文書の組織的な保管が開始されたものと推測できる。宰相コシュベギは国務全般を管轄し、その官房はいわばアミール国行政の心臓部であったから、コシュベギ文庫は現存するそれが物語るように、統治上のほとんどあらゆる分野にかかわる多種多様な文書から構成されることになった<sup>47)</sup>。文庫は代々のコシュベギどうしで継承されていくが、官房での日常業務のなかで処理を経た文書は秩序を欠いたまま集積・保存されるのが実情であった。これをある程度整序したのはアースターナクル・ビーの後任、ミールザー・ナスルッラー・ビー (Mirzā Naṣr Allāh-biy; 在任 1910-17 年) であり、彼のとった措置により、文書は櫃に分けて収められたうえで、地下室に保管されるようになった (Ubaidullaev et al. 1969: 3)。

1920 年に赤軍の介入したブハラ革命でアミール政権は倒されるが、革命の混乱でコシュベギ文庫はいちじるしい損害をこうむり、一部はアルクの火災で焼失し、一部は散逸した。ブハラ人民ソヴィエト共和国 (1920-24 年; 24 年にブハラ・ソヴィエト社会主義共和国に改称) の成立後、革命委員会の指示で、コシュベギ文庫に属する文書の探索・収集が進められたが、回収された文書は無秩序に箱詰めされるありさまだったという。ウズベク・ソヴィエト社会主義共和国 (1924-91 年) への国家再編を経たのち、1931 年にはアルクの隠し部屋からコシュベギ官房由来の一群の文書があらたに発見されたが、その保存秩序はすでに搬送の過程で大きく損なわれた。これらの文書は当面はブハラ博物館で保管され、専属の職員による分類整理と目録作成の作業が進められた。1937-38 年には、同館収蔵のコシュベギ文庫の文書はすべてタシュケントの中央国立文書館 (当時の名称は中央国立歴史文書館; 1991 年 9 月以降はウズベキスタン共和国の管轄) に移送され、文書の整理・登録作業はそこで継続的に実施されることになる (Ubaidullaev et al. 1969: 2-9)。1965 年にはアブドゥライモフが文書館の研究員との共同でコシュベギ文庫の全体登録に着手し、1973 年に一通りの作業が終了した (アブドゥライモフ 1992: 25)。該書簡はこの作業のなかでアブドゥライモフの目にとまり、その論文中で言及されたのである (本稿冒頭の引用文参照)。

この書簡は現在、歴史部門第 126 号フォンド中の対外関係にかかわる文書として分類・登録されており、同フォンドの目録第 1 巻 (Ubaidullaev et al. 1969) (中央国立文書館閲覧室に常備) の記載では、「ブハラで受けたあたたかな応接への謝辞を含む、駐露日本領事のコシュベギ宛の友好的書簡 (1297/1879 年<sup>48)</sup>)」との題号を与えられている。

## (2) 解題

1 葉の紙片からなる文書である。料紙はロシアの工場製とみられる薄紙であり、その形状は横長の長方形 (寸法: 縦 27.8 cm × 横 43.2 cm)、色は白色、外面はなめらかできめが細かく、紙質は比較的上質である。色料は、文字の記入には黒色インク、印章の捺印には黒色印肉が用いられている。書簡本文の言語はアラビア文字表記のテュルク語 (アラビア語の祈願文を一文ほど含む) であり、現代ウズベク語に相当近似した言語的特徴を有する。文字は手書きで右から左へとほぼ水平に記され、行末にいたると、下方に改行されたうえで書き進められている。句読点はない。筆記には葦ペンが使用されたとみられる。文字はナスターリーク書体でつづら

47) コシュベギ文庫とは別に、君主アミールの私的な文庫も存在したが、1920 年の革命後にアミールの文庫がたどった運命は不明であり、現存は確認されていない (Ubaidullaev et al. 1969: 1-2; アブドゥライモフ 1992: 26)。

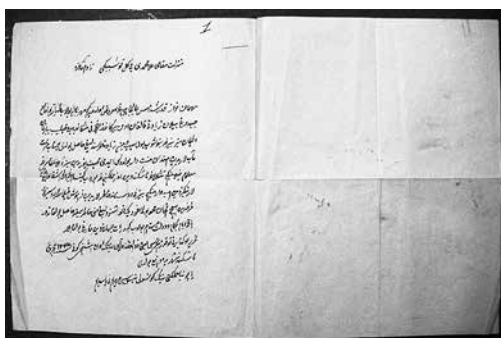
48) 事実関係からして、ここでヒジュラ暦 1297 年に対応させるべき適切なグレゴリウス暦の紀年は 1880 年である。

れている。

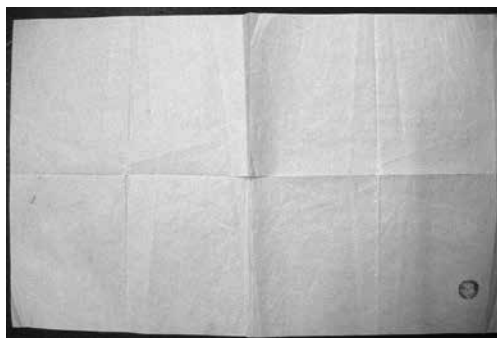
書面の体裁としては、料紙表の左側片面にのみ本文が配されており、上下左右それぞれの端に、ある程度の幅の余白<sup>49)</sup>をもたせつつ、12行にわたって文がほぼ均等な行間隔で書き込まれているが、1行目と2行目の行間だけは例外的にかなり広めにもうけてある。本文は全体として信書の形式をとり、大別すれば4つの部分から構成される。第1部(1行目)には宛書、第2部(2~9行目)には本題、第3部(10~11行目)には執筆の日付と場所、第4部(12行目)には差出人が記されている。第1部は名宛人の正式名称と、これに添えられた同人に対するアラビア語祈願文とからなる。第2部から第4部にかけては、差出人を1人称、名宛人を基本的には2人称として、差出人の視点から叙述が展開されている。ただし、名宛人に属する動作・事物が婉曲化されて3人称複数形の動詞・名詞で表現されている箇所もある。第2部以降、各部の書き出しは改行されている。料紙裏の右側片面(料紙表の本文記入部分の裏に相当)の右下隅に、直径1.6 cmの円形の印影がある。そこに映じた印章の銘は、ラテン文字NとTを交わらせた合わせ文字からなり、円形の外枠線のなかに収まっている。捺印の向きは天地さかさまである(銘の天地は料紙のそれに対して真逆)。料紙には八つ折りにされた形跡(折り目)がある。

原文によれば、書簡の発信者は「日本国の領事ニシ」、受信者は「ムッラー・ムハンマディー・ビー総コシュベギ」、発信地はタシュケント、発信日は「10月9日」ないし「ヒジュラ暦1297年ズルカアダ月15日」である。

## 2. 原文書の影印<sup>50)</sup>



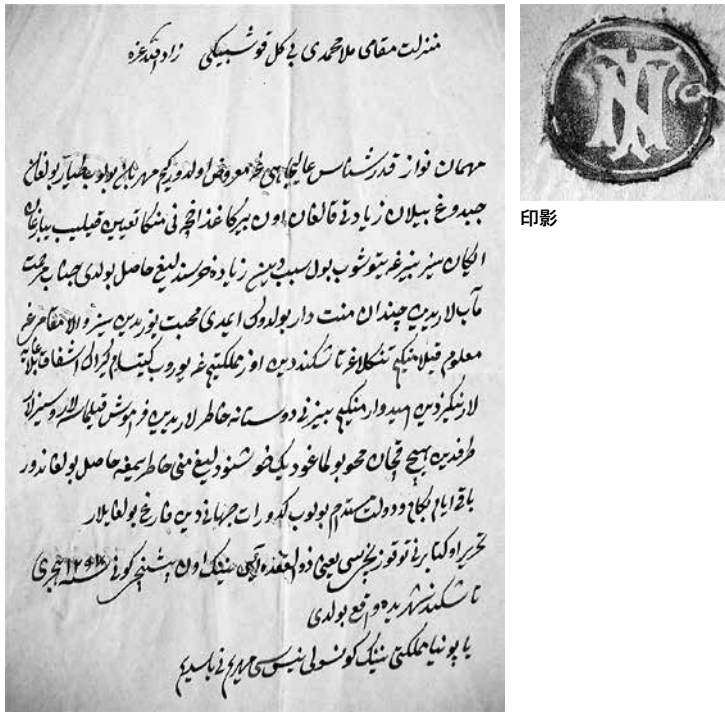
書簡表全体



書簡裏全体

49) 本文の上方やや右寄りの余白(料紙の上端付近)には、鉛筆による算用数字「1」の書き込みがある。これは当該の文書(紙片)が、第126号フォンドの第1150番ファイル(delo)中に収められる、第1葉(list)の文書に相当することを示すための登録番号であり、文書館の職員によって書き込まれたものである。このファイル(d. 1150)は、当該文書ただ1葉のみからなっている。

50) ここに掲載する写真は、2005年2月にウズベキスタン共和国中央国立文書館において撮影されたものである。当該文書の写真撮影と影印版公刊に関する筆者の許可願いに対し、当時の館長、エルキン・アブドゥッラーエフ(Erkin Abdullayev)氏はこれを快く承諾してくださった。記してここに謝意を表す。



書簡本文

### 3. アラビア文字翻刻

منزلت مقامی ملا محمدی بی کل قوشبیک زاده الله عزه  
 مہمان نواز قدر شناس عالیجہی غم و غم اولدورک مہربان بولوب طیار بولغان  
 جید و سخ بیلان زیادہ قالغان اون بیرکا غدا نچہ فی منکا تعیین قیلیب بیارغان  
 ایکان سیز بیزغہ خوشوب بول سبب بیز زیادہ خوشدلیغ حاصل بولدی بیما بیزت  
 مآب لارین چندان منت دار بولدی ایدی محبت بوزدین سیز اولدورک غم  
 معلوم قیلانیکہ تنکلا نوز تاکنند دین اوز مملکتہ پیر بوزوب کینسام کیراک اشفاق  
 لارینکوزین امیدوار منکم بیزدوس سنا خاطر لارین فراموش قیلانیکہ سیرلار  
 طرفین ہیچ قچان نحو بولماغودیک خوشنودلیغ منی خاطر پیغم حاصل بولغان زور  
 باقی ایام بکام و دولت مستتام بولوب کدورات تھانی دین فارغ بولغایلار  
 تحریر اولکابرنا توقوزچی سی یعنی ذوالقعدہ ایکین نینک اون ہشہن کوز ۱۲۹۷  
 تاکنند شہریدہ واقع بولدی  
 یا پونیا مملکتی نینک کونسولی نینک سی ہرمیم نی باسدیم

### 4. ラテン文字転写<sup>51)</sup>

Manzilatmaqāmī Mullā Muḥammadī-biy-i kull-i qoşbegi zāda Allāhu ‘izzahu

Mehmānavāz-u qadrşinās-i ‘ālījāhiga ma’rūz uldurkim, mehribān bolub, ṭayyār bolğan

51) 転写の方式は、テキストの語彙的要素を構成するテュルク語、ベルシア語、アラビア語、ロシア語それぞれの音韻体系と統語法上の特徴、および中央アジアにおける各言語の地域的特性を加味し、語句の意味的なまとまりがわかりやすく示されるように、筆者が独自にもうけたものである。転写およびテキスト分析にさいしては、当該書簡の帯びる時代性と地域性、すなわちそれが1880年のタシュケントで執筆されたことにかんがみ、いくつかの言語学的研究 (Əhmədçanov et al. 1931; Akabirov et al. 1959; Kononov 1960; Eckmann 1966; Muxtorov et al. 1995; Tursunov et al. 1995; Bodrogligeti 2001, 2003; Rahmatullayev 2006; Madvaliyev 2006-2008) を参考にしつつ、中央アジアのテュルク語文章語と現代ウズベク語文章語との歴史的なつながり、もしくは前者から後者への変遷についても、できるだけ考慮するよう努めた。書簡のテキストそのものはテュルク語



jabduḡ bilān ziyādati qalḡan on bir kāḡaz aḡčani mengā ta'yin qilib yubarḡan ekānsiz. Bizga yetüshüb, bul sababdin ziyāda ḡursandliḡ ḡāšil boldi. Janāb-i marḡamatma'āblaridin čandān minnatdār bolduk. Emdi muḡabbat yüzidin siz vālāmaqāmīḡa ma'lūm qilamankim, tanglaḡa Taškānddin öz mamlakatimḡa yurub ketsām kerāk. Ašfāq-i bilāḡāyalarimḡazdin umēdvārmankim, bizni dōstāna ḡāḡirlāridin farāmūš qilmasalar, va sizlār ḡarafdin ḡeč qačan maḡv bolmaḡuvdek ḡušnūdlīḡ meni ḡāḡirimḡa ḡāšil bolḡandur. Bāqī-'i ayyām ba-kām-u davlat mustadām bolub, kudūrāt-i jahānidin fāriḡ bolḡaylar.

Taḡrīr oktābrni toqquzinčisi, ya'nī zū al-qa'da ayinīḡ on bešinči küni, sana-'i 1297 hijri, Taškānd šahrīda vāqe' boldi.

Yapōniya mamlakatining kōnsulī Nissi muhrimni basdim.

##### 5. 現代ウズベク語正書法によるラテン文字表記<sup>52)</sup>

Manzilatmaqomiy, Mullo Muhammadiybiy kull-i qo'shbegi *zoda Allohu izzahu*

Mehmonnavoz, qadrshunos, oliyjohiyga ma'ruz uldirkim, mehribon bo'lib, tayyor bo'lgan jabduq bilan ziyodati qolgan o'n bir qog'oz aqchani menga tayin qilib yuborgan ekansiz. Bizga yetishib, bul sababdan ziyoda xursandlik hosil bo'ldi. Janob marhamatmaoblaridan chandon minnatdor bo'ldik. Endi muhabbat yuzidan siz volomaqomiyga ma'lum qilamankim, tonglaga Toshkentdan o'z mamlakatimga yurib ketsam kerak. Ashfoq-i bilog'oyalaringizdan umidvormankim, bizni do'stona xotirlaridan faromush qilmasalar, va sizlar tarafdin hech qachon mahv bo'lmaguvdek xushnudlik meni xotirimga hosil bo'lgandir. Boqiy ayyom bakomu davlat mustadom bo'lib, kudurot-i jahoniydan forig' bo'lgaylar.

Tahrir oktabrni to'qqizinchisi, ya'ni zulqa'da oyining o'n beshinchi kuni, sana-i 1297 hijriy, Toshkent shahrida voqe bo'ldi.

Yaponiya mamlakatining konsuli Nissi muhrimni bosdim.

##### 6. 日本語訳

顯職にあられるムッラー・ムハンマディー・ビー総コシュベギ閣下——神がその榮譽を増さんことを

↗ (一部アラビア語の祈願文を含む)であるから、当然ながら統語面ではチュルク語の規則が他言語のそれに基本的に優越する。チュルク語本来の語句や接辞の転写にあたっては母音調和の原則をなるべく適用したが、母音を前舌音と後舌音のいずれかで表記するかをめぐっては、とくに前後の子音字との関係上、いくつかの箇所では選択の余地がある。そのことは、この地域のチュルク語が歴史的に母音調和を喪失する傾向を示してきたことともある程度関係している。ここに提示する転写は、幾通りかのパターンが想定可能だとするならば、あくまでもその一つにすぎない。むしろ、じっさいの発音を厳密に再現するものではない。

52) ここでは、書簡テキストに記されるチュルク語の現代ウズベク語との近似性にかんがみ、今日のウズベク語読者層の一覧に供する意味でも、現行のウズベク語ラテン文字正書法に原則として準拠しつつ、表記を現代語式に改めて示した。ただし、いくつかの単語(たとえば、“Mullo”, “Alloh”など)については歴史的表記法を採用した。エザーフェはハイフンを付してこれを明示したが、とくに人物やその称号・敬称にかかる場合など、解釈に支障のない範囲でエザーフェを無標にした箇所もある。

高位にあられる、客礼に厚く慧眼そなえし閣下に、かくのごとく申し上げます。ご高配をたまわり、新調された馬具ともったいなばかりの11紙幣ルーブルとを私宛にご送付くださったようですが、当方にて落掌し、これがため、いと喜ばしく存じております。慈悲の抛り所たる閣下に、おおいに感謝いたしたしただいであります。さて、敬愛の念をもって、やんごとなき位にあられる閣下にご通知申し上げます。私はこれよりタシュケントから自国へと出立することになっております。この上ないご芳情に対して願わくは、私どもを親しくご記憶にとどめ、お忘れになりませぬように。皆様方への、いかなるときも滅失しようのなき恭悦が、わが心には生まれ出ております。向後もご希望とご幸福とがつねに成就し、現世の憂い事からご自由であられますように。

本状は10月9日、すなわちヒジュラ暦1297年ズルカアダ月15日にタシュケント市でしたためられました。

日本国の領事、西が自身の印章を捺印いたしました。

## 7. 考察

書簡はムッラー・ムハンマディー・ビー総コシュベギに宛てられているが、その本体には受信者側による記載や何らかの処理のほどこされた形跡は残されていない<sup>53)</sup>。アミール国滅亡後にコシュベギ文庫の保存秩序がいちじるしく損なわれたことはたしかである。しかしながら、この書簡がコシュベギ文庫の収蔵文書の一つとして今日まで伝世したことはまちがいのない事実であり、そのこと自体、書簡が名宛人たるムハンマディー・ビーの手にじっさいに渡ったことを裏づける一つの証拠となろう。

書簡本文は語彙と文法の両面において、アラビア語とペルシア語の影響を強くうけた中央アジア独特のテュルク語文章語（チャガタイ・トルコ語）の特徴をよく表している。ロシア統治期という時代を反映して、ロシア語からの借用語も若干含まれる。総じて、文の構造は比較的簡素な一方、文体はきわめて丁寧であり、終始一貫して名宛人への敬意がそれなりの格式に則って示されている。たとえば、敬称の構成要素となっている複合語（“*manzilatmaqām*”, “*ālījah*”, “*marḥamatma’āb*”, “*vālāmaqām*”）は、王公を指すために使用される一定の語彙パターンを典拠とし、そこから適切に選ばれたものといえる。つまり、名宛人の占める宰相という地位にかんがみ、相応の敬称が注意深く擧用されているのである。ただし、口語的要素<sup>54)</sup>がかいま見えることから、文全体をもって高度に洗練された書き言葉とまではいえない。しかし、

53) コシュベギ官房における来信の取り扱いにあたり、その受理日や受信番号等の書簡本体への記入が公式に手続き化されるのは、ロシア当局の働きかけによりアミール国で文書行政改革が実施された1910年代になってからのことである（木村2006:155）。なお、料紙には八つ折りにされた形跡（折り目）があるが、さらに、その八つ折りに畳まれた状態から、山折りにされている長い辺とその対辺とのそれぞれに沿って、ほぼ平行な比較的細い折り目が入れていることも看取できる。これらの折り目が書簡受信前に入れられたものだとすれば、発信者側によって送付用の封筒に収めるために折り畳まれた跡であった可能性もあるが、それは推測の域を出ない。そのような封筒の残存も今のところ確認されていない。

54) これはテュルク語本来の語句の表記において観察される。アラビア文字で本来AQĀĀとつづられるはずの単語（“*aqā*”）が、第一子音の口語における発音を反映してAĀĀĀ（“*aḥā*”）とつづられているほか、より正則的（あるいはより文語的）にはNYNKとつづられるはずの所有格の格語尾が、口語において顕著な、形態面での対象格への合流という現象におそらくは影響されて、NYとつづられている（“*meni ḥāṭirimga*”; “*oktābrnī toqquzīncisi*”）。

ある種の押韻<sup>55)</sup> やアラビア語祈願文の挿入等の修辭的技巧、また、あらたまった定型的ないしそれに類する表現<sup>56)</sup> がしかるべき箇所 で用いられるように、この書簡では中央アジアの伝統的なテュルク語書記術 (inšā') の慣例におおむね即して作文がなされている<sup>57)</sup>。料紙裏の下端付近の一隅に差出人が天地逆に印影を残していることもまた、先例踏襲の一つの現れとみてよい。

さて、はたして書簡の差出人はほんとうに西徳二郎に同定できるのだろうか。管見の限り、西本人は当該書簡に関するいかなる記述も残しておらず、同時代の第三者による言及も皆無であるため、この問題の検討にあたっては書簡本体にそなわる諸情報に依拠しつつ、それらを客観的な事実と照合する必要がある。

本文末に言及される「日本国の領事ニシ (Yapōniya mamlakatining kōnsuli Nissi)」は、日本の駐露臨時代理公使職を離れたばかりの外務二等書記官たる西を、当時のテュルク語式に呼び表した言い回しとして無理なく解釈できる。それは、帰国途上の西が『トルキスタン地方新聞』の紙面上で、「日本国の駐ペテルブルグ領事たる西という名の吏人 (Yapōniya davlatining tarafidin Peṭerbūrghda kōnsul bolub turğuvči Nissi nām törä)」と記されていることとも矛盾しない (TVG 29/08/1880)。むしろ、書簡原文中の NYS-SY というアラビア文字の組み合わせ (『トルキスタン地方新聞』の活字も同一のつづり) が西 (ニシ) という日本語の姓を音声的に表すことは疑いをいれない。この「ニシ」なる人物は本文末に「自身の印章を捺印いたしました (muhrimni basdim)」と述べるが、じっさい書簡裏面には印影があり、そこにはラテン文字 N と T の重ね合わされた銘がみえる。両字はまさしく西徳二郎の姓と名のイニシャルに一致しており、書簡の差出人を特定するうえできわめて有力な判断材料となる。

旅行報告書の記述によれば、西は1880年9月23日からブハラに数日間滞在してこの間コシュベギと二度面会し、同地を離れてからは東進してフェルガナ地方を經由し、おそらく10月中旬の比較的遅い時期にふたたびタシュケントに戻ったとみられる。最終的にタシュケントをあとにしたのは10月24日のことである。一方、書簡はタシュケントで「10月9日、すなわちヒジュラ暦1297年ズルカアダ月5日」に執筆されている。「10月9日」はロシア帝国直轄領内で施

55) ムッラー・ムハンマディー・ビー総コシュベギという名称は、もともとその構成語句 MĤMDY-BY と KL-QVŠBYKY それぞれの語末に長母音“i”ないしその近似音を含んでいるが、宛書冒頭の形容辞“manzilatmaqāmi”はそれらとのある種の脚韻の効果を意図して置かれたものと考えられる。“mehmānavāz”と“qadršinās”の両語の並置も、“-āz”と“-ās”という語末の類似音どうしの呼応によってあきらかに同様の効果をねらっている。また、その直後に置かれた“‘alijāhi”もその語自体が、“ā”と“i”の対聯する母音の組み合わせを含みもっている。さらに、“janāb”とその直後につづく“marḥamatma‘āb”の両語も語末の“-āb”という音が相呼応している。以上に挙げた並置的な語句どうしは、本文に示したラテン文字転写では意味的まとまりと統語的關係を重視して便宜的にエザーフェないし接続詞で結んであるが、じっさいに声に出して読まれるときには付加的な音は排されて擬押韻的な効果が発揮された、あるいは少なくとも、そうなることが文の書き手によって意図されたと考えられる。なお、テュルク語では人名に添えられる職名や由来名 (nisba)、あるいは個人に対する敬称の類はかならずしもエザーフェ結合を要求せず、その傾向はとくに口語において顕著である。そのような人間の呼称に関するエザーフェの無標の一般化という現象は、たとえば、現代ウズベク語の書き言葉においても観察される。

56) これはとくに、書簡の本题部分の導入句 (“...ga ma‘rūz uldurkim...”) と末文 (“bāqi-i ayyām ba-kām-u davlat mustadām bolub...”) に見えとれる。

57) 書簡の外見上の形態に注目するならば、表の片側半分にのみ本文を配するという料紙の使い方は、中央アジアではロシア統治期以降の文書において目立ってくる様式のように見受けられる。ロシア統治が同地域における文書一般の形態と内容にいかなる影響をおよぼしたのかは、歴史学と文学書双方の立場から今後検討を加えていくべき問題といえる。

行されていたユリウス暦の日付のはずであるが、紀年を欠いている。書き添えられたヒジュラ暦の日付はグレゴリウス暦に換算すると1880年10月19日に相当するから、当然、ユリウス暦の紀年はおなじ1880年と考えられる。しかし、ユリウス暦1880年10月9日はグレゴリウス暦1880年10月21日に相当し、前記ヒジュラ暦の日付とのあいだで換算上、2日ほどのずれが生じる。この齟齬はここではいったん措くとして、「私はこれよりタシュケントから自国へと出立することになっております」という記述を含め、概して書面に述べられる事象の展開は、西のじっさいにたどった旅程と時間軸上において食い違ふことなく整合する。

以上からしても、書簡が西徳二郎を差出人とすることはほぼあきらかである。もっとも、書簡の偽造の可能性についてはどうだろうか。記述内容からわかるように、この書簡の目的は、旅先のみずからのもとの馬具と路銀をわざわざ送達してくれたコシュベギに謝意を伝えることにあった。この礼状の送付から期待される効果は、第一義的には礼状の受取人の満足、もしくは差出人と受取人との好誼の深まりであり、この行為による受益者は基本的に差出人と受取人にかぎられる。その意味で、第三者がわざわざ印章を贋造したうえで文書を精巧に偽造する合理的な理由はみいだしがたい。あるいは、受取人が名誉欲か、それに類する何らかの理由で書簡を偽造した可能性はどうだろうか。コシュベギ文庫に収納された書簡がその存在をほとんど知られぬまま伝存してきた客観的な状況からして、やはりそれもありえない。その形態的・内容的特徴の全般に照らして、当該文書にはもとより偽造を疑わせるに足るいかなる不審点も見あたらない。書簡の差出人は、西徳二郎に相違ないのである<sup>58)</sup>。

あらためて日付の問題に立ち戻ろう。記述の順序からして、書簡の日付はまず差出人側の依拠するユリウス暦にしたがって記され、次いで、受取人側の依拠するヒジュラ暦<sup>59)</sup>による対応年月日が受取人への配慮から書き加えられたものと考えられる。この場合、より信頼すべきは前者であり、したがって書簡の執筆日（発信日）はグレゴリウス暦1880年10月21日とみてさしつかえない。書面上の日付の齟齬は、おそらくユリウス暦からヒジュラ暦への換算時に何らかの理由で生じた誤謬によるものであろう。

西徳二郎を差出人とする書簡ではあるが、文字をじっさいに書き入れたのはあきらかに別の人物であった。西がロシア語に習熟していたのは間違いないが、おそらくテュルク語にはあまり通じておらず、少なくとも同語で文章語を書けるまでの知識と技量をもたなかったのは確実である。比較的端正なナスタアリク書体と中央アジアによくみられるタイプの字形と運筆、また、文章表現上の技巧と語彙の使い方に反映した地域の特徴からして、書簡本文は同地域において特殊な訓練を相当程度積んだ職業的な書記の筆になるものと考えられる。おそらくはトルキスタン総督府付きかそれに近いロシア語を解する現地人の書記官が、西がロシア語で口述した内容をテュルク語に訳したうえで代筆したと推測して大過あるまい。文の内容と形式から判断すると、翻訳はどちらかといえば、逐語訳よりはむしろ意識のかたちでおこなわれたはずであり、テュルク語独特の修辞と定型句が代筆者によって適宜織りまぜられたとみられる。捺印は、西本人が作法をふまえてこれをおこなったのであろう。

58) この書簡の真正性は、捺印に使われた印章やその印影の映じた他の文書が発見されることによって、さらなる裏づけを与えられるだろう。おそらく西はベテルブルグ、さもなくばバリにおいて、欧文の文書への捺印を念頭に、このNとTの合わせ文字を銘にもつ印章を私印としてあつらえたと推測される。印章本体の伝存の有無、およびおなじ印影をもつ文書の存否は今のところ不明である。

59) 当然ながら、ブハラ・アミール国ではヒジュラ暦が施行されていた。西は自著のなかで、中央アジアのムスリム政権下ではヒジュラ暦が用いられることを指摘し、これについて説明を加えている(西1886: 153-154 [第一編卷之二])。

では、書簡はなぜテュルク語で書かれたのだろうか。それは中央アジアにおけるロシア統治の開始と深く関係している。歴史的に中央アジア南部のオアシス地域では書き言葉としてのペルシア語の伝統が強く、とくにブハラ・アミール国では一貫してペルシア語が公用語として用いられ、コーカンド・ハン国の文書行政においてもペルシア語の地位はテュルク語のそれを凌駕していた<sup>60</sup>。ロシア統治期になると、とくに直轄領内でこの状況は急速に変化する。ロシア植民地当局が現地ムスリム社会を円滑に統治するために、おなじムスリムでテュルク系言語を母語とするタタール人とカザフ人の通訳官を多数動員したことで、ロシア当局と現地民との意思疎通はテュルク語を介してはかれる傾向が顕著となり (Bartol'd 1963: 468)、結果的にテュルク語の使用が制度的に手続き化されていった。これはすでに口語レベルでかなりの進展をみていた地域のテュルク化のプロセスを文語レベルでも加速させることになった。1880年当時、おそらくタシュケント在勤の現地人書記官の多くが書き言葉としてのテュルク語に熟達し、それを日常業務のなかで操っていた。また、ロシア当局からブハラ・アミール国側に送付される公的書簡は、保護国期当初からすでに、テュルク語で作成されるのが慣例化していた。なかにはロシア語・テュルク語の合璧形式をとる書簡もみられるが、その場合でも実質的な伝達言語はほぼもっぱらテュルク語であった (TsGA RUz, f. I-126, op. 1, d. 1374, ll. 1-151)。こうした趨勢のもとで、西がタシュケントからブハラのコシュベギ宛に書簡を送ろうとするとき、それがテュルク語で代筆されたのはいたって自然のなりゆきであった。

西がこの書簡を送付するにいたった直接の動機は、ムッラー・ムハンマディー・ビーから馬具と11紙幣ルーブルの路銀とを提供されたことであった<sup>61</sup>。それらの金品がいつ西の手元に届いたのかは判然としない。おそらくそれはブハラでムハンマディー・ビーと別れてからの帰途、アミール国領内においてであり、コシュベギの使いがそれらをじかに送り届けたものと考えられる。西はその後も道中にあつたため、タシュケントに到着後、礼状を書き送るための条件が整ってからそれに取りかかったのだろう。

ところで、西が受けとった「11紙幣ルーブル (on bir kâgaz aḡča)」は、いかほどの価値をもっていたのだろうか。ここでの紙幣ルーブルとは、ロシア帝国の国家信用券 (gosudarstvennyi kreditnyi bilet) と呼ばれる兌換券のことである。これは金貨または銀貨と交換できたが、その価値は額面より低く、1880年1月1日時点で1紙幣ルーブルの相場は金価格にして64.8コペイカに相当した (Malyshev et al. 1991: 51-52)。1ルーブルは100コペイカと等価であるから、当時11紙幣ルーブルは貨幣ルーブルにしておよそ7ルーブルほどに相当したと見積もられる。アレンダレンコによれば、1880年当時のブハラ・アミール国において軍役に服する歩兵の月給は、貨幣ルーブル換算にして、平時の通常任務中には4ルーブル、遠征時には7ルーブルであった。ただし、この額で生計を立てるのはむずかしかったという (Arendarenko 1881: 353, 356)。西によれば、1ルーブルは約75銭であり、当時の中央アジアの物産や家畜

60) 一方のヒヴァ・ハン国ではテュルク化の進捗が相対的に速く、早くからテュルク語が優勢であった。同国では1857年末頃をほぼさかいに不動産売買証書の言語が従来のペルシア語からテュルク語に切り換えられ、後者に一本化された (Bregel 1978: 149-150)。

61) アブドゥライモフは、コシュベギが西に「高価な馬具と栄誉の長衣、金銭からなる贈り物を与えた」(アブドゥライモフ 1992: 40) と述べるが、書簡本文によるかぎり、「栄誉の長衣」(おそらくロシア語原語は「ハラート (khalat)」) がムハンマディー・ビーから西に贈られたことは確認できない。アブドゥライモフの記述は、賜衣もこのときの贈り物に当然含まれたはずだという推断にもとづくのかもしれない。なお、西がアミール・ムザッファルから賜衣を与えられた事実は彼自身の記述から確認できる (外務省 1951: 477)。

の価格はおよそ次のとおりであった。サマルカンドでマクワウリ（メロンの一種）1個は5コペイカ、タシュケントで綿1ブード（=16.38キログラム）は3~6.5ルーブル、生糸1ブードは100~135ルーブル（輸出用の高級品の場合は159~190ルーブル）、タシュケントその他の地方で駱駝1頭は20~50円、羊1頭は1円70銭~2円60銭、馬1頭は5~16円であった（西1886: 236-247 [第一編巻之三]）。したがって11紙幣ルーブルは、当時安めのもので、羊ならば3頭、馬ならば1頭を買えるほどの価値があったと考えてよいだろう。書簡本文では11紙幣ルーブルに“*ziyādātī qalğan*”という連体修飾句が添えられている。同句を逐語的に訳せば、「その余が残った（ところの）」となる。西にとって、11紙幣ルーブルは旅費の不足分を補って余りある額であった。

中央アジア旅行以前、ペテルブルグの西のもとに届いた外務卿井上馨からの帰国許可の電文には、「従者1名をともない（with one servant）」という文言も含まれていた。西がじっさいにペテルブルグから従者をともなっていたとすれば、おそらくそれは中央アジアの事情と地理に精通し、とくにテュルク語を熟知する人間であったろう。西はブハラ旅行時には複数の従者を連れていたが、そのなかには中央アジア現地雇い入れの、ペルシア語（タジク語）に熟達した人物も含まれていたかもしれない。いずれにしても西は、当然ながら自身だけでなく従者にかかる旅費の工面にも心を砕かねばならなかったはずである。帰国後にとられた旅費支給の手続きを想起すればなおさらであるが、コシュベギから提供された旅行用の馬具と資金は、旅をつづける西にとっては物心両面で大きな支えとなったことは疑いない。

書簡文中に現れる“*mehmānavāz*”<sup>62)</sup>と“*qadršinās*”<sup>63)</sup>の両語は、文面の趣意から意味づけるならば、旅路でのありうべき労苦を推察して遠来の旅客に支援をほどこしたコシュベギの歓待と慧眼を賞賛するための隠喩的な美称といえる。「客は神のたまもの（*Mehmān ‘atā’-i ḥudā*）」という諺もあるとおり（Ostroumov 1895: 46; Fozilov 1977 (2): 278; Mirzayev et al. 2012: 165）、中央アジアでは賓客のもてなしは美德とされ、社会通念のうえでも外交儀礼のうえでも、その履行は体面上きわめて重視された。客からの贈り物に対しては、より高価な返礼をもって応じ、客を満足させることがいわば鉄則でもあった<sup>64)</sup>。これは現代にも通じる地域的な慣行といえよう。アミール国の外務の最高責任者たるコシュベギのムハンマディー・ビーは、使節の受け入れ窓口ともなっていたが、人当たりの柔和さと応接の丁寧さにおいて、西以外の来訪者にも好印象を与えている<sup>65)</sup>（Schuyler 1873 (II): 99; Krestovskii 1887: 296-297; バルトリド 2011 (2): 272, 328）。西はムハンマディー・ビーとの面会の模様については具体的な記録を残していないが、相応の歓待をうけたにちがいなからう。わけても書簡中の「客礼に厚い人」

62) 「客」を意味するペルシア語起源の名詞“*mehmān*”と、「愛撫する；いつくしむ」を意味するペルシア語の動詞“*navāhtan*”の現在形語幹“*navāz*”とが複合してできた形容詞。「客礼に厚い；客をよくもてなす」の意。そのような人や主体を表す名詞にもなる。この語は現代のウズベク語やタジク語の語彙に残存している。

63) 「価値」を意味するアラビア語起源の名詞“*qadr*”と、「みとめる；識別する」を意味するペルシア語の動詞“*šināhtan*”の現在形語幹“*šinās*”とが複合してできた形容詞。「慧眼をそなえた；真価をよく見きわめる」の意。そのような人や主体を表す名詞にもなる。この語も現代のウズベク語やタジク語の語彙に残存している。

64) 前述のように、西はアミール・ムザッファルに当時としては稀観品であったアラーム時計を献上している（外務省 1951: 477）。おそらくは、コシュベギにも何かしらの贈り物をしたものと推測される。

65) クレストフスキーによれば、1883年2月にブハラを訪問したロシア使節団の応接にさいして、使節団の贈り物に対するコシュベギからの返礼は団員を感嘆させるものであった。このとき団員それぞれには賜衣がほどこされたのみならず、絢爛な馬衣をまとった立派な乗用馬も贈呈された（Krestovskii 1887: 296）。

を意味する“mehmānavāz”の話は、旅行報告書中の「接対向き等届きし人」（外務省 1951: 478）というムハンマディー・ビーに対する評言とよく符合している。西がこの書簡によって衷心からの礼意を表明していたことは、ここからも十分にうかがえるだろう。

## V. おわりに

1880年中央アジアを旅行し、その途次ブハラを訪れた西徳二郎は、コシュベギから特別のとりはからいをうけ、これへの謝意を表するために丁重な礼状をしたためた。みづから筆をとらなかつたとはいえ、彼が自身の印章を捺したうえでタシュケントから発送したこの書簡は、名宛人のもとにたしかに届き、コシュベギ文庫の収蔵文書の一つとして、世紀を越えて今日まで伝存することになった。

西はペテルブルグ滞在中に中央アジアへの関心を深め、同地の探訪と調査を志すようになった。一方、当時緊張の度を増していた露清関係の帰趨を見定めたい本国政府の後押しと働きかけもあり、帰国にあわせて計画された彼の中央アジア旅行は、おのずからイリの視察を主目的の一つとしていた。イリ情勢の緊迫により、出発時には中央アジア旅行自体の実現が一時不透明になっただけでなく、タシュケント到着後もイリへの通行は当面不許可とされた。ブハラ訪問はこの状況下で臨時に急遽発案された可能性があり、そうだとすれば、西とブハラの老宰相ムッラー・ムハンマディー・ビーとの出会いは、偶然の産物だったことになる。それにつけても西のテュルク語書簡の伝存は、中央ユーラシアにおける政治情勢の展開と切っても切り離せない関係にあったのである。

しかし、書簡そのものには政治的な言辭はいっさい含まれず、もっぱら名宛人に対する感謝と心づかいの言葉がごく私的につぶられている。とりわけ、「私どもを親しくご記憶にとどめ、お忘れになりませぬように。皆様方への、いかなるときも滅失しようのなき恭悦が、わが心には生まれ出ております」という文言は、西とコシュベギの個人的な親好のほどを偲ばせる。おそらくそのとおりにコシュベギは西を終生記憶にとどめたのではないだろうか。しかしコシュベギ亡きあと、時が経つにつれ、西はブハラ人の記憶からしだいに忘却されていったかみえる。前述のサーミーは、当時アミール・ムザッファルの秘書官（munši）を務めており、西の来訪を間近に知っていた可能性があるが、彼の著作中に西への言及はない。やがて日露戦争（1904-05年）における日本の勝利は、アジア各地で日本熱とでもいうべき現象<sup>66)</sup>を巻き起こし、ブハラでも非公的な言論空間<sup>67)</sup>において親日的論調が生まれ、明治天皇（在位 1867-

66) 日露戦争における日本の勝利は、西洋列強による支配と抑圧の下に置かれた中東・アジア地域のムスリムのあいだに、親日的風潮と独立の気運を醸成した（杉田 1995: 189-220）。それはロシア帝国治下のムスリムの場合も例外ではなかった。汎イスラーム主義のウラマーにしてジャーナリストとして活動したタタール人、アブデュルレシト・イブラヒム（‘Abd al-Rašīd Ibrāhīm ; 1857-1944年）は、イスラーム世界の解放を日本との提携に求め、1909年日本に旅行・滞在した（小松 2008: 50-92）。その滞日中の見聞は、旅行記『イスラーム世界』の第1巻（1910年イスタンブル刊）に克明に記録されている（イブラヒム 2013）。ブハラの改革派ウラマー（「ジャディード（jadid）」とも通称）の一人、アブドゥラウフ・フィトラト（‘Abd al-Ra’ūf Fītrat ; 1886-1938年）は、旅行後のイブラヒムが紹介に努めた日本に関する知見に依拠して、自著『争論』に日本の肯定的なイメージが反映した逸話を織りこんでいる（小松 1996: 91-92; 同 2008: 108-110; イブラヒム 2013: 498-499 [訳者解説]）。

67) ブハラはロシア帝国の保護国であったから、ロシアの体制批判の文脈で親日を公言することは、当然ながら取り締まりの対象となりえた。

1912年)を礼賛する声も現れた<sup>68)</sup>。状況はそうであるにせよ、西が思い起こされて話題にのぼるような事例は、その後ついぞ確認されないのである。

ソ連邦の解体(1991年)により独立した中央アジアの諸共和国では、過去の大戦や冷戦にもかかわらず、人々の対日感情はおおむね良好であり、各国の対日関係も比較的友好裡に推移している。日本が今後この地域を舞台に独自の外交や通商、文化戦略を展開しようとするならば、こうした親日性は大きな促進要因となるはずである。そうであるならばなおさら、この親日性の理由は歴史的に問うてみるべきテーマであろう。そのような見通しから中央アジア・日本関係を通時的に検討するとき、依拠できる史料はかならずしも豊富ではない。それは時代をさかのぼればさかのぼるほど数量に限られる傾向にあり、とくに19世紀に関してはごく僅少と言わざるをえない。たしかに西の当該書簡の存在は、長らく忘却に付されたという意味ではやや孤立した事例とみなされるかもしれない。しかしそれは、たとえ実質的な外交の意味をもちえない非公式の接触<sup>69)</sup>だったにせよ、33歳の日本人外交官とおよそ70歳のブハラ宰相との心あたまる交流の実跡を今によみがえらせる、かけがえのない史料であることにはかわりはない。

書簡が含むもつ情報は、中央アジア・日本関係史を論じ起こすうえでも、あるいはまた中央アジア近代史上の何らかの関連する問題を扱ううえでも、きわめて重要である。なぜならそれは、西自身の旅行報告書をはじめとするいくつかの同時代史料や当時の客観的状況と照合したときに、諸々の点で矛盾なく符合し、信頼に値するものだからである。その意味で西の書簡は、他史料の情報を裏づける根拠ともなりうる。そしてじっさい、西自身の中央アジア旅行、露清関係、ロシアの中央アジア統治、ムッラー・ムハンマディー・ビーといった、それぞれの事象や人物との時系列的ないし位置・空間的な関係性においてこの書簡の内容を読み解くとき、それがいくつかの事実の知られざるアスペクトを浮かびあがらせることにも気づかされるだろ

68) サーミーは下野したのちに私的に著した歴史書のなかで、日露戦争の意義について持論を展開している。彼は「当今の定期刊行物に書かれている」こととして、「日本の君主ミカドなる者はムスリムであった」が、不信仰のロシアに対する勝利を機に、これまで隠してきた自身のイスラーム信仰をおおやけにし、これを広めている、と述べる。概してサーミーは、クルアーンやハディースの解釈をまじえながら、日本の勝利を、圧政と不信仰を取り除きイスラームを普及させる神意の顕現として説明している(Sāmi 1967: ff. 112b-116b)。日露戦争後、日本の天皇のいわば頌詩として編まれたペルシア語叙事詩『ミカド・ナーマ』(帝の書)は、1907年カルカッタ(現コルカタ)で刊行されるとペルシア語圏で好評を博し、ブハラでも読者を得た。ブハラ国立建築・芸術保護区博物館にはその刊本(石版本)が所蔵されているが、同書中の1枚目の挿絵(軍装し騎乗した明治天皇の肖像画)の上方には、「まったく気概から知と学術においてあらゆる者をしのぎ、世界に名を馳せた。ムツヒト(MVTSHYTV) [=陸仁] 万歳」という、当時のブハラ人の筆になるとみられるナスターリク書体による朱色の書き込み(ペルシア語)がある(Širāzi 1907: ill. 1)。アミール国末期の著名なウラマーでサドリ・ズィヤー(Šadr-i Žiyā')の異名で知られるシャリーフジャーノ・マブドゥーム(Šarīfān Maḥdūm; 1867-1932年)は、おそらく、まさにこの石版本を底本とする写本の作成を知己の改革派ウラマー、アブドゥルヴァーヒド・ムンズィム('Abd al-Vāḥid Munẓim; 1875-1934年)に依頼した。1912年に書写が完了したその写本は現在、ウズベキスタン科学アカデミー東洋学研究所に所蔵されている(Širāzi, ruk.)。サドリ・ズィヤーは自身の回想録のなかで、『ミカド・ナーマ』を主要な情報源としながら、日露戦争の顛末を詳述している。彼は叙述を親日的な立場でおこなっており、日本への賛辞を惜しんでいない(Šadr-i Žiyā' 2003-2004: 185-200; id. 2004: 217-237)。

69) 西を引見したアミール・ムザッファルは日本との通商に関心を示したが(外務省 1951: 477; 小松 1996: 38)、地理的観点からの実現性の低さは言うにおよばず、当時あってはアミール国がロシア帝国の保護国の地位にあり、かつ西が外交使節でもなかったため、もとよりその話に進展の見込みはなかった。



う。もちろん、この書簡自体から得られる情報の絶対量は、テキストの長さからしてもそれほど多くはない。しかし、西の刊行された論著における叙述が概して客観的であり、価値判断が極力ひかえられているのとは対照的に、コシュベギに対する感謝と敬意が十分に表現されているこの書簡は、彼の心理や内面を映し出す鏡の役割を果たしている点でも、独自の知見をもたらす希少な史料といえるだろう。

はたして西は、ブハラ宗派問題におけるムハンマディー・ビーの微妙な立場をどうとらえていたのだろうか。これはじつに興味をかきたてる問題であるが、西による論及はほとんどない。彼はシーア派のイラン人について、スンナ派の現地人が「つねにこれを賤しめ嫌うの風あり」（西 1886: 123 [第一編卷之二]）と述べている。宗派と民族にまつわる偏見が現地の社会に存在していたことを察知した西ではあるが、関連する指摘はこの程度で、問題をそれ以上掘り下げようとする記述はみられない。もっとも、そもそも宗教そのものが人間の精神世界にかかわるものであるうに、宗派問題はシーア派の信仰隠しという要素も含んでいたため、現地にごく短期間滞在したにすぎない外部の観察者がその本質と動態を見過ごしたとしても、それは無理からぬことであった。西は中央アジアのイスラームにも分析の目を向け、これについて自身の見解を開陳しているが（外務省 1951: 478; 小松 1996: 40-41）、総じて、彼の洞察力がより鋭く発揮された対象は、政治と社会、または地誌の分野にかかわる、制度や事物・事象であったといえる。

西徳二郎は日本の中央アジア研究に開拓者として大きな足跡を残したが、彼の手になる記録は今日でもなお、中央アジア近代史の未解明の問題を検討するさいに一次史料として裨益する可能性を十分に秘めている。旅行報告書しかり、『中亜細亜紀事』しかりである。とりわけ旅行報告書が彼本人のテュルク語書簡の内容を分析・検証する材料として現に有用であったことは、上にみたとおりである。西の残した一連の史料は、これを他史料と比較・併用<sup>70)</sup>することで、とくに 1880 年前後の中央アジアにおける政治と社会、あるいは西自身の中央アジア観といった個別の問題に新たな光を照射できるはずであり、それはひいては西の再評価にもつながっていくだろう。本稿における一通の書簡の紹介がそのささやかなきっかけとなれば幸いである。

## 参 考 文 献

### ●史料●

イブラヒム、アブデュルレシト（小松久男・小松香織訳）2013. 『ジャボンヤ——イブラヒムの明治日本探訪記』（イスラーム原典叢書）、岩波書店（1910年イスタンブル刊のオスマン語原書からの訳注）。外務省 1870. 「魯国派遣官禄辞令」国立国会図書館憲政資料室、西徳二郎関係文書、書簡 30-1.

70) たとえば、西の留学と重なる時期にアメリカ合衆国のペテルブルグ総領事を務め、同職在任中の 1873 年に中央アジアを旅したスカイラー（E. Schuyler; 1840-90 年）の著作は、とりわけ興味深い比較対象である。西とスカイラーのあいだに面識があったとする見方（金子 1992: 27-29）もあるが、それはなお慎重な検証を必要としている。いずれにしても、スカイラーは西の中央アジア旅行の 7 年あまり前に、西と同様にタシュケント、サマルカンド、コーカンド、シャフリサブズ、カルシ、ブハラ、グルジャなどを踏査し、そのさいの観察と調査の成果を 2 巻からなる著作、『トルキスタン』（Schuyler 1876 (I-II)）として出版した。そこで彼はロシア統治下のトルキスタンの実情を聞き取りと文献にもとづいて分析しているが、その詳細な記述は客観的・批判的な考証に裏打ちされており、信頼性が高い（小松 2014）。当時の中央アジア地域の実態を解明する試みにとって、スカイラーと西という両外交官の観察眼の比較検討は有意義な作業となるにちがいない、今後取り組むべき課題のひとつといえるだろう。

- 1879-1881. 「伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ関シ露清兩國葛藤一件」外務省外交史料館, 外務省記録, 1門4類1項5号.
- 1880. 「明治13年中海外往電信」外務省外交史料館, 来往電綴23.
- 編 1951. 『日本外交文書』14巻, 日本国際連合協会.
- 枢密院 1912. 「西徳二郎」国立公文書館, 枢密院文書・枢密院高等官転免履歴書明治ノ二 (国立公文書館デジタルアーカイブ, JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06051171500, URL: <http://www.digital.archives.go.jp/>; 2013年9月15日閲覧).
- 太政官 1881a. 「外務省ノ部 露国在勤西二等書記官帰朝旅費中俸給支給方の件」国立公文書館, 記録材料・議案簿・会計部処務記録 (国立公文書館デジタルアーカイブ, JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A07061067500, URL: <http://www.digital.archives.go.jp/>; 2013年9月15日閲覧).
- 1881b. 「外務省之部 露国在勤西二等書記官帰朝旅中俸給支給ノ件」国立公文書館, 記録材料・会計部処務記録・乾 (国立公文書館デジタルアーカイブ, JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A07060589600, URL: <http://www.digital.archives.go.jp/>; 2013年9月15日閲覧).
- 1881c. 「露国在勤西二等書記官帰朝旅中俸給支給方」国立公文書館, 太政類典・第5編・明治14年・第45巻・理財・官給 (国立公文書館デジタルアーカイブ, URL: <http://www.digital.archives.go.jp/>; 2013年9月15日閲覧).
- 西徳二郎 1886. 『中亜細亜紀事』陸軍文庫〔覆刻: (西1987), 現代語訳: (西・福島1990), イタリア語訳: (Nisci 1911)].
- 1987. 『中亜細亜紀事』青史社 (1886年刊の覆刻版).
- 西徳二郎・福島安正 (金子民雄訳) 1990. 『シルクロード紀行 I —— 『中亜細亜紀事』『波斯紀行』』雄松堂出版.
- 日本史籍協会編 1968. 『大久保利通文書』第4, 東京大学出版会 (1928年刊の覆刻版).
- Arendarenko, G. 1881. “Bukharskie voiska v 1880 g.” *Voennyi sbornik*, 9: 341–367 (*Turkestanskii sbornik*, t. 297).
- Krestovskii, V. V. 1887. *V gostiakh u emira bukharskogo*. S.-Peterburg: Tipografiia A. S. Suvorina.
- Nisci Tocugiro. 1911. *L'Asia Centrale. Note di viaggio e studi di un diplomatico giapponese*. traduzione di L. Nocentini, Torino: Unione tipografica editrice torinese.
- Ostroumov, N. P. 1895. *Sarty. Etnograficheskie materialy*. Vypusk tretii (Poslovitsy i zagadki sartov), Tashkent: Tipo-Litografiia torg. doma “F. i G. Br. Kamenskie”.
- Şadr-i Ziya', Şarifjan Maḥdūm. 2003-2004. *Rūznāma-i Şadr-i Ziyā'*. Taḥqīq va pažūhiš-i Muḥammadjan Şakūri Buḥārā'i, Tihrān: Markaz-i asnād va ḥidmāt-i pažūhišī, 1382 HŞ.
- 2004. *The Personal History of a Bukharan Intellectual: The Diary of Muḥammad-Şarīf-i Şadr-i Ziyā'*. Translated from the Original Manuscript by Rustam Shukurov, With an Introductory Study and Commentaries by Muhammadjon Shakuri (Shukurov), Edited by Edward A. Allworth, Leiden-Boston: Brill.
- Sāmi, 'Abd al-'Azīm. *Mir'āt al-yaqīn fi radd al-ravāfiẓ al-šayāḥīn*. Bukharskaia oblastnaia biblioteka, ruk. inv. no. 70.
- 1962. *Tā'rīḥ-i salāṭīn-i manḡitiya (Istoriia mangytskikh gosudarei)*. Izdanie teksta, predislovie, perevod i primečaniia L. M. Epifanovoi, Moskva: Izdatel'stvo vostochnoi literatury.
- Schuyler, Eugene. 1876. *Turkistan: Notes of a Journey in Russian Turkistan, Khokand, Bukhara, and Kuldja*. vol. I-II, London: Sampson Low, Marston, Searle, and Rivington.
- Shubinskii, P. 1892. *Ocherki Bukhary*. S.-Peterburg: Tipografiia A. S. Suvorina.
- Şirāzi, Mirzā Ḥusayn 'Alī Tājir. 1907. *Mikādū-nāma*. Kalkatta: Maṭba'-'i Ḥabl al-matin, 1325 AH (Bukharskii gosudarstvennyi arkhitekturno-khudozhestvennyi muzei-zapovednik, inv. no. 10697/11).
- Institut vostokovedeniia Akademii nauk Respubliki Uzbekistan, ruk. inv. no. 2250.
- TsGA RUz: Tsentral'nyi gosudarstvennyi arkhiv Respubliki Uzbekistan, f. I-126, op. 1, d. 193, l. 2, “Dokladnaia Astanakula-koshbegi (shiita) bukharskomu emiru Alim-khanu o prichinakh i rezni mezhdu sunnitami i shiitami v Bukhare v 1910 g., o svoei neprichastnosti k etomu sobytiu i vernosti emiru.”
- f. I-126, op. 1, d. 1150, l. 1, “Druzhestvennoe pis'mo iaponskogo konsula v Rossii koshbegi s blagodarnost'iu za teplyi priem, okazannyi emu v Bukhare (1297/1879[sic]).”
- f. I-126, op. 1, d. 1374, ll. 1-151, “Perepiska Samarkandskogo voennogo-gubernatora s koshbegi po administrativnym i ekonomicheskim voprosam (1287-1322/1870-1904).”
- TVG: *Turkistan viloyatining gazeti*. 17/10/1874.

- 29/11/1874.  
 —— 21/05/1877.  
 —— 29/08/1880.

Vámbéry, Arminius. 1873. *History of Bokhara*. London: Henry S. King.

### ●研究文献●

- アブドゥライモフ, M. A. (小松久男訳) 1992. 「ブハラのコシュベギ官房文庫研究序説」『西南アジア研究』37: 19-57.
- 植村清二 1940. 「西徳二郎の「中亜細亜紀事」」『蒙古』97: 92-100.  
 —— 1941. 「西徳二郎の「中亜細亜紀事」補遺」『蒙古』106: 179-183.
- 加藤九祚 1971. 「西徳二郎と『中亜細亜紀事』」『ユーラシア』3: 86-109.  
 —— 1975. 「西徳二郎」前嶋信次・加藤九祚編『シルクロード事典』芙蓉書房, 410-411.
- 金子民雄 1978. 『中央アジア探検小史』三省堂.  
 —— 1992. 『中央アジアに入った日本人』中公文庫 (1973年新人物往来社刊同名書の補訂版).  
 —— 1993. 『動乱の中央アジア探検』朝日文庫 (『中央アジア探検小史』(三省堂, 1978年)の増補版).  
 —— 2003. 「日本人の旅行記(9)——西徳二郎「中亜細亜紀事」」『日本古書通信』68(9): 1.
- 木村晧 2006. 「ブハラ・アミール国末期の集落調査について——史料集『ブハラ・アミール国の集落(19世紀末-20世紀初)』を素材として」堀川徹編『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティの成立と変容に関する歴史学的研究』平成14年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(1))研究成果報告書, 142-167.
- 小松久男 1996. 『革命の中央アジア——あるジャディードの肖像』中東イスラム世界7, 東京大学出版会.  
 —— 2005. 「西徳二郎」小松久男他編『中央ユーラシアを知る事典』平凡社, 407.  
 —— 2008. 『イブラヒム, 日本への旅——ロシア・オスマン帝国・日本』刀水書房.  
 —— 2014. 「タシュケントのアメリカ人」『れにくさ』5(2): 250-260.
- 坂本辰之助 1933. 『男爵西徳二郎伝』坂本辰之助(覆刻: ゆまに書房, 2002年).  
 桜井良平 1975. 「ロシアの日本語研究——1870年以降のペテルブルグ」『日本語教育』26: 57-66.  
 杉田英明 1995. 『日本人の中東発見——逆遠近法のなかの比較文化史』中東イスラム世界2, 東京大学出版会.
- 田辺尚雄 1929. 「明治年間の亜細亜探検紀行(2)」『明治文化』5(8): 29-33.
- 野田仁 2009. 「イリ事件再考——ロシア統治下のイリ地方(1871-1881年)」窪田順平他編『イリ河流域歴史地理論集——ユーラシア深奥部からの眺め』松香堂, 141-188.  
 —— 2014. 「日本から中央アジアへのまなざし——近代新疆と日露関係」『イスラーム地域研究ジャーナル』6: 11-22.
- 濱田正美 2000. 「第6章 中央ユーラシアの周縁化——2. 東トルキスタン」小松久男編『中央ユーラシア史』新版世界各国史4, 山川出版社, 298-317.
- バルトリド, V. V. (小松久男監訳) 2011. 『トルキスタン文化史』1-2, 東洋文庫806, 平凡社(1927年レニングラード刊のロシア語原書からの訳注).
- 山城智史 2011. 「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題——井上馨・李鴻章の対外政策を中心に」『沖繩文化研究』37: 41-80.
- 山内昌之 1991. 『ラディカル・ヒストリー——ロシア史とイスラム史のフロンティア』中公新書.
- Akabirov, S. F., Z. M. Magrufov i A. T. Khodzhakhanov. red. 1959. *Uzbeksko-russkii slovar'*. Glavnyi redaktor: A. K. Borovkov, Moskva: Gosudarstvennoe izdatel'stvo inostrannykh i natsional'nykh slovari.
- Bartol'd, V. V. 1963. "Tadzhiki. Istoricheskii ocherk." *Akademik V. V. Bartol'd. Sochineniia*, t. II, ch. 1, str. 451-468, Moskva: Izdatel'stvo "Nauka" (1-oe izdanie: *Tadzhikistan*. pod red. N. L. Korzhenevskogo, Tashkent, 1925, str. 93-111).  
 —— 1977. "Obzor deiatel'nosti fakul'teta vostochnykh iazykov." *Akademik V. V. Bartol'd. Sochineniia*, t. 9, str. 23-196, Moskva: Izdatel'stvo "Nauka" (1-oe izdanie: *Obzor deiatel'nosti fakul'teta. 1855-1905*. sostavlennyi V. V. Bartol'dom (Materialy dlia istorii fakul'teta vostochnykh iazykov SPb. universiteta, t. IV), Sankt-Peterburg, 1909).
- Becker, Seymour. 1968. *Russia's Protectorates in Central Asia: Bukhara and Khiva, 1865-1924*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Bodrogligeti, A. J. E. 2001. *A Grammar of Chagatay*. Languages of the World/Materials, 155, Muenchen: Lincom Europa.  
 —— 2003. *An Academic Reference Grammar of Modern Literary Uzbek*. vol. I-II, Muenchen: Lincom

GmbH.

- Bregel, Yuri. 1978. "The Sarts in the Khanate of Khiva." *Journal of Asian History*, 12(2): 120-151.
- . 2003. *An Historical Atlas of Central Asia*. Leiden-Boston: Brill.
- Eckmann, J. 1966. *Chagatay Manual*. Uralic & Altaic Series, vol. 60, Bloomington: Indiana University.
- Enoki Kazuo. 1981. "A History of Central Asian Studies in Japan." *Acta Asiatica: Bulletin of the Institute of Eastern Culture*, 41: 95-117 (Republished in: *Studia Asiatica: The Collected Papers in Western Languages of the Late Dr. Kazuo Enoki*, Tokyo: Kyuko-shoin, 1998, 576-596).
- Əhmədçanov, Y. və B. İljazov. 1931. *Əzbekçə-rusça luqat*. Taşkənt: Əznəşr.
- Fayziyev, T. 1990. *Buxoro feodal jamiyatida qullardan foydalanishga doir hujjatlar (XIX asr)*. Toshkent: O'zbekiston SSR "Fan" nashriyoti.
- Fozilov, M. 1975-1977. *Farhangi zarbulmasal, maqol va aforizmhoi tojikiyu forsi*. j. 1-2, Dushanbe: Nashriyoti "Irfon".
- Kimura Satoru. 2011. "Sunni-Shi'i Relations in the Russian Protectorate of Bukhara, as Perceived by the Local 'Ulama." *Asiatic Russia: Imperial Power in Regional and International Contexts* (Uyama Tomohiko, ed.), London: Routledge, 189-215.
- Komatsu Hisao. 2005. "Central Asian Studies in Japan." *RICAS Newsletter* (明日の東洋学), 13: 4-6.
- Kononov, A. N. 1960. *Grammatika sovremennogo uzbekskogo literaturnogo iazyka*. Moskva-Leningrad: Izdatel'stvo Akademii nauk SSR.
- Kubo Kazuyuki. 2003. "Central Asian History: Japanese Historiography of Islamic Central Asia." *Orient: Report of the Society for Near Eastern Studies in Japan*, 38: 135-152.
- Madvaliyev, A. tahriri ostida. 2006-2008. *O'zbek tilining izohli lug'ati*. 5 jildli, Toshkent: "O'zbekiston milliy entsiklopediyasi" Davlat ilmiy nashriyoti.
- Malyshev, A. I., V. I. Tarankov i I. N. Smirenniy. 1991. *Bumazhnye denezhnye znaki Rossii i SSSR*. Moskva: Finansy i statistika.
- Mirzayev, T., A. Musoqulov va B. Sarimsoqov. 2012. *O'zbek xalq maqollari*. Mas'ul muharrir: Sh. Turdimov, Toshkent: "Sharq" nashriyot-matbaa aksiyadorlik kompaniyasi Bosh tahririyati.
- Muxtorov, A. va U. Sanaqulov. 1995. *O'zbek adabiy tili tarixi: Universitet va pedagogika institutlari filologiya fakul'tetlari talabalari uchun o'quv qo'llanma*. Toshkent: "O'qituvchi" nashriyoti.
- Pokrovskii, S. P. 1928. "Mezhdunarodnye otnosheniia Rossii i Bukhary v dorevoliutsionnoe vremia i pri Sovetskoi vlasti-do natsional'nogo razmezhevaniiia sredne-aziatskikh respublik. Chast' II." *Biulleten' Sredne-aziatskogo gosudarstvennogo universiteta*, 17: 31-57.
- Rahmatullayev, Sh. 2006. *Hozirgi adabiy o'zbek tili (darslik)*. Toshkent: "Universitet" nashriyoti.
- Tukhtametov, T. G. 1977. *Rossiiia i Bukharskii emirat v nachale XX veka*. Dushanbe: Irfon.
- Tursunov, U., B. O'rinboyev va A. Aliyev. 1995. *O'zbek adabiy tili tarixi: Dorilfununlar va pedagogika institutlarining filologiya fakul'tetlari talabalari uchun darslik*. Qayta ishlangan va to'ldirilgan ikkinchi nashri, Toshkent: "O'qituvchi" nashriyoti (Birinchi nashr: Toshkent: "O'qituvchi" nashriyoti, 1982).
- Ubaidullaev, K. U. i A. Babaiants. 1969. *Fond № I-126. Koshbegi emira bukharskogo*. Opis' № 1, Tashkent: Tentral'nyi gosudarstvennyi arkhiv Uzbekskogo SSR (neizd.).

原稿受理日—2014年6月4日

地図：19世紀末の中央アジアとその周辺（Y. ブレーゲル『中央アジア歴史地図集』（Bregel 2003: 3, 65）をもとに作成）

